

令和 7 年 2 月

飯田市議会第 1 回定例会

新旧対照表

議案第 9 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）
議案第10号	飯田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）
議案第11号	飯田市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）
議案第12号	資金積立基金条例の一部を改正する条例（案）
議案第13号	飯田市手数料条例の一部を改正する条例（案）
議案第14号	飯田市税条例及び飯田市都市計画税条例の一部を改正する条例（案）
議案第15号	飯田市中心間地域における地域振興住宅の運営に関する条例の一部を改正する条例（案）
議案第16号	飯田市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例（案）
議案第17号	福祉委員条例の一部を改正する条例（案）
議案第19号	飯田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）
議案第20号	飯田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）
議案第22号	飯田市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例（案）
議案第23号	地方卸売市場条例の一部を改正する条例（案）
議案第25号	飯田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例（案）
議案第26号	飯田市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）
議案第27号	飯田市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例（案）
議案第28号	飯田市技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事等の基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（案）

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

第 1 条関係 飯田市職員の給与に関する条例新旧対照表（最終 令和 6 年12月27日飯田市条例第45号）

改正後（案）	現行
（期末手当の支給制限） 第25条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、第24条の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)・(2) （略） (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの （期末手当の支給の一時差止め） 第25条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に	（期末手当の支給制限） 第25条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、第24条の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)・(2) （略） (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの （期末手当の支給の一時差止め） 第25条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に

改正後（案）	現行
係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) （略） 2～4 （略） 5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかつた場合 (2)・(3) （略） 6～8 （略）	係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) （略） 2～4 （略） 5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかつた場合 (2)・(3) （略） 6～8 （略）

第 2 条関係 飯田市職員等の旅費に関する条例新旧対照表（最終 令和元年 9 月 30 日飯田市条例第 31 号）

改正後（案）	現行
（旅費の支給） 第 3 条 （略） 2 （略） 3 職員が前項第 1 号の規定に該当する場合において<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ若しくは懲戒処分又は之に準ずる事由により退職等となつた場合には、同項の規定にかかわらず同項の規定による旅費は支給しない。 4 ～ 7 （略） （外国旅費） 第 26 条 外国旅行の旅費は、第 6 条の規定にかかわらず、国家公務員等の旅費に関する法律及びこれに基づく命令の規定に準じて計算した額の旅費とする。この場合において、市長、副市長及び教育長については、指定職の職務にある者に関する規定を、その他の職員については、6 級以下 3 級以上の職務にある者に関する規定を準用する。	（旅費の支給） 第 3 条 （略） 2 （略） 3 職員が前項第 1 号の規定に該当する場合において<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ若しくは懲戒処分又は之に準ずる事由により退職等となつた場合には、同項の規定にかかわらず同項の規定による旅費は支給しない。 4 ～ 7 （略） （外国旅費） 第 26 条 外国旅行の旅費は、第 6 条の規定にかかわらず、国家公務員等の旅費に関する法律<u>（昭和 25 年法律第 114 号）</u>及びこれに基づく命令の規定に準じて計算した額の旅費とする。この場合において、市長、副市長及び教育長については、指定職の職務にある者に関する規定を、その他の職員については、6 級以下 3 級以上の職務にある者に関する規定を準用する。

第 3 条関係 飯田市職員の退職手当に関する条例新旧対照表（最終 令和 6 年 3 月 29 日飯田市条例第 3 号）

改正後（案）	現行
（退職手当の支払の差止め） 第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。 （1）職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 （2）（略） 2～4 （略） 5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行つた退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 （1）（略） （2）当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理	（退職手当の支払の差止め） 第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。 （1）職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 （2）（略） 2～4 （略） 5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行つた退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 （1）（略） （2）当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理

改正後（案）	現行
由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第 1 項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から 6 月を経過した場合 (3) （略） 6～10 （略） （退職後<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限） 第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第 1 号又は第 2 号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第 1 項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。 (1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。 (2)・(3) （略）	由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第 1 項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から 6 月を経過した場合 (3) （略） 6～10 （略） （退職後<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限） 第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第 1 号又は第 2 号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第 1 項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。 (1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。 (2)・(3) （略）

改正後（案）	現行
2～6 （略） （退職をした者の退職手当の返納） 第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。 (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。 (2)・(3) （略）	2～6 （略） （退職をした者の退職手当の返納） 第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。 (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。 (2)・(3) （略）
2～6 （略） （退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付） 第17条 （略） 2・3 （略） 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑	2～6 （略） （退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付） 第17条 （略） 2・3 （略） 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑

改正後（案）	現行
事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 5～8 （略） 附 則 24 当分の間、第4条第1項第4号及び第5条第1項（第1号及び第5号を除く。）に規定する者に対する第5条の3及び第8条の2の規定の適用については、<u>第5条の3</u>及び第8条の2第1項第1号中「20年を」とあるのは「15年を」とするほか、前項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、<u>第5条の3</u>中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあり、及び第8条の2第1項第1号中「定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 5～8 （略） 附 則 24 当分の間、第4条第1項第4号及び第5条第1項（第1号及び第5号を除く。）に規定する者に対する第5条の3及び第8条の2の規定の適用については、<u>第5条の3本文</u>及び第8条の2第1項第1号中「20年を」とあるのは「15年を」とするほか、前項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、<u>第5条の3本文</u>中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあり、及び第8条の2第1項第1号中「定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第4条関係 飯田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例新旧対照表（最終 平成26年6月25日飯田市条例第30号）

改正後（案）	現行
（退職報償金支給の制限） 第6条 退職報償金は、次の各号の一に該当する者に対しては支給しない。 （1）<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者 （2）～（5） （略）	（退職報償金支給の制限） 第6条 退職報償金は、次の各号の一に該当する者に対しては支給しない。 （1）<u>禁こ</u>以上の刑に処せられた者 （2）～（5） （略）

第 5 条関係 地方卸売市場条例新旧対照表（最終 令和 2 年 3 月 27 日飯田市条例第 7 号）

改正後（案）	現行
（卸売業務の許可） 第 7 条の 2 （略） 2 ～ 4 （略） 5 市長は、第 1 項の許可の申請があつた場合において、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の許可をしないものとする。 (1) （略） (2) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者又は法律の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行が終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しないものであるとき。 (3) ～ (7) （略）	（卸売業務の許可） 第 7 条の 2 （略） 2 ～ 4 （略） 5 市長は、第 1 項の許可の申請があつた場合において、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の許可をしないものとする。 (1) （略） (2) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者又は法律の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行が終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しないものであるとき。 (3) ～ (7) （略）

第6条関係 飯田市環境保全条例新旧対照表（最終 平成25年3月25日飯田市条例第14号）

改正後（案）	現行
（目的） 第1条 この条例は、飯田市環境基本条例（平成9年飯田市条例第1号）第2条に規定する基本理念にのっとり、自然環境の保全及び公害の防止に関して必要な事項を定めることを目的とする。 （用語の意義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）～（6） （略） （7）屋外堆積事業者 屋外堆積等（屋外堆積場における使用済物品等の堆積、集荷、選別又は出荷をいう。以下同じ。）を行う事業者をいう。ただし、複数の者が共同して、屋外堆積等を行う場合については、次の<u>ア及びイ</u>に掲げる区分に応じ、それぞれ当該<u>ア及びイ</u>に定める者を当該事業者とみなす。 ア 代表者を定めた場合 代表者 イ 代表者を定めない場合 屋外堆積等を行うすべての者 （8）～（13） （略） （適用除外） 第16条 前4条の規定は、次の各号に掲げる建築物等には適用しない。 （1）（略）	（目的） 第1条 この条例は、飯田市環境基本条例（平成9年飯田市条例第1号。<u>以下「基本条例」という。</u>）第2条に規定する基本理念にのっとり、自然環境の保全及び公害の防止に関して必要な事項を定めることを目的とする。 （用語の意義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）～（6） （略） （7）屋外堆積事業者 屋外堆積等（屋外堆積場における使用済物品等の堆積、集荷、選別又は出荷をいう。以下同じ。）を行う事業者をいう。ただし、複数の者が共同して、屋外堆積等を行う場合については、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該<u>各号</u>に定める者を当該事業者とみなす。 ア 代表者を定めた場合 代表者 イ 代表者を定めない場合 屋外堆積等を行うすべての者 （8）～（13） （略） （適用除外） 第16条 前4条の規定は、次の各号に掲げる建築物等には適用しない。 （1）（略）

改正後（案）	現行
(2) 水質汚濁防止法第 3 条第 1 項又は<u>良好な生活環境の保全に関する条例</u>（昭和48年長野県条例第11号）第16条の排水基準又は排水に係る規制基準が適用される特定施設を設置する工場又は事業場に該当する建築物等 （保全地区の指定） 第22条 （略） 2 市長は、前項の指定をしようとするときは、飯田市環境審議会（飯田市環境基本条例第28条に規定するものをいう。第34条において同じ。）の意見を聞かなければならない。 （罰則） 第36条 次の各号の一に該当する者は、6 月以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 （1）・（2） （略） 2～4 （略）	(2) 水質汚濁防止法第 3 条第 1 項又は<u>公害の防止に関する条例</u>（昭和48年長野県条例第11号）第16条の排水基準又は排水に係る規制基準が適用される特定施設を設置する工場又は事業場に該当する建築物等 （保全地区の指定） 第22条 （略） 2 市長は、前項の指定をしようとするときは、飯田市環境審議会（飯田市環境基本条例<u>（平成 9 年飯田市条例第 1 号）</u>第28条に規定するものをいう。第34条において同じ。）の意見を聞かなければならない。 （罰則） 第36条 次の各号の一に該当する者は、6 月以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 （1）・（2） （略） 2～4 （略）

第 7 条関係 飯田市情報公開条例新旧対照表（最終 令和 4 年12月26日飯田市条例第26号）

改正後（案）	現行
（情報公開審査会） 第21条 行政不服審査法第81条第 1 項の規定により、飯田市に、飯田市情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。 2 ～ 8 （略） （罰則） 第35条 第21条第 8 項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 附 則 （経過措置） 第 3 条 この条例の施行前に改正前の飯田市公文書の公開に関する条例（<u>次条及び附則第 5 条</u>において「公文書公開条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。	（情報公開審査会） 第21条 行政不服審査法 <u>（平成26年法律第68号）</u> 第81条第 1 項の規定により、飯田市に、飯田市情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。 2 ～ 8 （略） （罰則） 第35条 第21条第 8 項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 附 則 （経過措置） 第 3 条 この条例の施行前に改正前の飯田市公文書の公開に関する条例（<u>以下次項</u>において「公文書公開条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

第8条関係 飯田市行政不服審査会条例新旧対照表（最終 平成28年3月24日飯田市条例第2号）

改正後（案）	現行
（罰則） 第8条 第4条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	（罰則） 第8条 第4条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。

第9条関係 飯田市個人情報の保護に関する法律施行条例新旧対照表（最終 令和5年3月27日飯田市条例第1号）

改正後（案）	現行
附 則 （経過措置） 7 次に掲げる者が、正当な理由なく、第2項の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第9条第2項の個人の秘密に属する事項が記録された公文書であって、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を第2項の規定の施行後に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 （1）・（2）（略） 8 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た第2項の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第4号に規定する保有個人情報を第2項の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。	附 則 （経過措置） 7 次に掲げる者が、正当な理由なく、第2項の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第9条第2項の個人の秘密に属する事項が記録された公文書であって、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を第2項の規定の施行後に提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 （1）・（2）（略） 8 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た第2項の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第4号に規定する保有個人情報を第2項の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。

飯田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

第1条関係 飯田市職員の給与に関する条例新旧対照表（最終 令和6年12月27日飯田市条例第45号）

改正後（案）	現行
目次 第1章～第3章 （略） 第3章の2 住居手当（第16条の2—<u>第16条の4</u>） 第4章～第11章 （略） 附則 （給与の種類） 第2条 （略） 2 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前提任用短時間勤務職員」という。）に支給する給与は、給料、<u>住居手当</u>、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当とする。 （扶養手当の支給） 第12条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、<u>次条第1項第2号から第5号までの</u>いづれかに該当する扶養親族（以下「<u>扶養親族たる父母等</u>」という。）に係る扶養手当は、別表第1の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるものに対しては、支給しない。 （扶養親族）	目次 第1章～第3章 （略） 第3章の2 住居手当（第16条の2—<u>第16条の5</u>） 第4章～第11章 （略） 附則 （給与の種類） 第2条 （略） 2 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前提任用短時間勤務職員」という。）に支給する給与は、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当とする。 （扶養手当の支給） 第12条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、<u>次条第1項第1号及び第3号から第6号までの</u>いづれかに該当する扶養親族（以下「<u>扶養親族たる配偶者、父母等</u>」という。）に係る扶養手当は、別表第1の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの（以下「<u>行政職9級職員</u>」という。）に対しては、支給しない。 （扶養親族）

改正後（案）	現行
第13条 前条本文の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 <u>(1)～(5)</u> （略） （扶養手当の額） 第14条 扶養手当の月額、は、<u>前条第1項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）</u>については1人につき13,000円、<u>扶養親族たる父母等</u>については1人につき6,500円（別表第1の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして市長が規則で定める職員にあつては、3,500円）とする。 2 <u>扶養親族たる子</u>のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額、は、前項の規定にかかわらず、5,000円に<u>当該期間にある当該扶養親族たる子</u>の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。 3 <u>前2条及び前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、市長が定める。</u>	第13条 前条本文の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 <u>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u> <u>(2)～(6)</u> （略） 2 <u>扶養親族の認定に関し必要な事項は、市長が定める。</u> （扶養手当の額） 第14条 扶養手当の月額、は、<u>扶養親族たる配偶者、父母等</u>については1人につき6,500円（別表第1の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして市長が規則で定める職員<u>（以下「行政職8級職員等」という。）</u>にあつては、3,500円）、<u>前条第1項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）</u>については1人につき10,000円とする。 2 <u>扶養親族としての子</u>のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間<u>（以下「特定期間」という。）</u>にある子がいる場合における扶養手当の月額、は、前項の規定にかかわらず、5,000円に<u>特定期間にある当該扶養親族としての子</u>の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

改正後（案）	現行
第15条 削除	<u>（扶養手当の支給方法）</u> <u>第15条 新たに職員となつた者に扶養親族（行政職 9 級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行政職 9 級職員から行政職 9 級職員以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨（新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第 1 号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を任命権者に届け出なければならない。</u> <u>（1）新たに扶養親族としての要件を具備するに至つた者がある場合（行政職 9 級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）</u> <u>（2）扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は第13条第 1 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の 3 月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至つた場合及び行政職 9 級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合を除く。）</u> <u>2 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族（行政職 9 級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においては、その者が職員となつた日、行政職 9 級職員から行政職 9 級職員以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係る</u>

改正後（案）	現行
	<u>ものがないときはその職員が行政職 9 級職員以外の職員となった日、職員に扶養親族（行政職 9 級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第 1 号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、行政職 9 級職員以外の職員から行政職 9 級職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職 9 級職員となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（行政職 9 級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。</u> <u>3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前</u>

改正後（案）	現行
	<u>項ただし書の規定は、第１号又は第３号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。</u> <u>(1) 扶養手当を受けている職員に更に第１項第１号に掲げる事実が生じた場合</u> <u>(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（行政職９級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第１項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合</u> <u>(3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第１項の規定による届出に係るものがある行政職９級職員が行政職９級職員以外の職員となつた場合</u> <u>(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第１項の規定による届出に係るものがある行政職８級職員等が行政職８級職員等及び行政職９級職員以外の職員となつた場合</u> <u>(5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第１項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行政職９級職員以外のものが行政職９級職員となつた場合</u> <u>(6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第１項の規定による届出に係るものがある職員で行政職８級職員等及び行政職９級職員以外のものが行政職８級職員等となつた場合</u> <u>(7) 職員の扶養親族たる子で第１項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合</u>

改正後（案）	現行
（住居手当の支給） 第16条の2 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。 （1）（略） （2）第18条の2の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者<u>（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）</u>が居住するための住宅（市長が設置する公舎その他市長が定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして市長が定めるもの （住居手当の額） 第16条の3 （略） <u>2 前条及び前項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、市長が定める。</u>	（住居手当の支給） 第16条の2 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。 （1）（略） （2）第18条の2の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（市長が設置する公舎その他市長が定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして市長が定めるもの （住居手当の額） 第16条の3 （略） <u>（住居手当の支給方法）</u> <u>第16条の4 新たに職員となつた者が第16条の2の規定に該当する職員である場合又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。</u> <u>（1）あらたに第16条の2の規定に該当する職員となつた場合</u> <u>（2）第16条の2の規定による住居手当を受けている職員が支給の要件を欠くに至つた場合</u> <u>（3）第16条の2の規定による住居手当を受けている職員の家賃の</u>

改正後（案）	現行
第16条の4 （略） （通勤手当の額） 第18条 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該	月額に変更があつた場合 <u>2 住居手当の支給は、新たに職員となつた者が第16条の2の規定に該当する職員である場合においてはその者が職員となつた日、住居手当を受けていない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、住居手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、住居手当を受けている職員に前項第2号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、前項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。</u> <u>3 住居手当の支給は、これを受けている職員に第1項第3号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。</u> 第16条の5 （略） （通勤手当の額） 第18条 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該

改正後（案）	現行
各号に定める額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。 (1) 前条第1号に掲げる職員 支給単位期間につき市長が定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（<u>次項において「運賃等相当額」という。</u>） (2) （略） (3) 前条第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して市長が定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額	各号に定める額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。 (1) 前条第1号に掲げる職員 支給単位期間につき市長が定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（<u>以下この号において「運賃等相当額」という。</u>）。ただし、<u>運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第3号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</u> (2) （略） (3) 前条第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して市長が定める区分に応じ、前2号に定める額（<u>1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額</u>）、第1号に定める額又は前号に定める額

改正後（案）	現行
<u>2 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）及び前項第2号に定める額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、同項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。</u> <u>3 前条及び前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に市長が定める。</u> （単身赴任手当の支給） 第18条の2 （略） 2 前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市長が定める職員に対しては、同項及び次条第1項の規定に準じ、単身赴任手当を支給する。 （単身赴任手当の額） 第18条の3 （略） <u>2 前条及び前項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、市長が定める。</u> （管理職員特別勤務手当） 第23条の2 第23条の4第1項の規定による市長が定める職にある職員（次項及び第4項において「指定職員」という。）が、臨時又	<u>2 前条及び前項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、別に市長が定める。</u> （単身赴任手当の支給） 第18条の2 （略） 2 前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市長が定める職員に対しては、同項及び次条の規定に準じ、単身赴任手当を支給する。 （単身赴任手当の額） 第18条の3 （略） （管理職員特別勤務手当） 第23条の2 第23条の4第1項の規定による市長が定める職にある職員（次項及び第4項において「指定職員」という。）が、臨時又

改正後（案）	現行
は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第2条第4項から第6項までの規定による週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項及び第4項において「支給対象日」という。）に<u>勤務をした</u>場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 2 前項に規定する場合のほか、指定職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>午後10時から翌日の午前5時までの間（支給対象日に含まれる時間を除く。）</u>であって正規の勤務時間以外の時間に<u>勤務をした</u>場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して市長が定める勤務をした職員にあっては、<u>その額に100分の150を乗じて得た額</u>）とする。 （1）第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、8,000円を超えない範囲内において市長が定める額 （2）（略） 4・5 （略） （定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外） 第34条の2 第6条、第7条、<u>第2章の2及び第3章</u>の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。	は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第2条第4項から第6項までの規定による週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項及び第4項において「支給対象日」という。）に<u>勤務した</u>場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 2 前項に規定する場合のほか、指定職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>支給対象日以外の日の午前0時から午前5時までの間</u>であって正規の勤務時間以外の時間に<u>勤務した</u>場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （1）第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、8,000円を超えない範囲内において市長が定める額（<u>同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して市長が定める場合にあっては、それぞれの額に100分の150を乗じて得た額</u>） （2）（略） 4・5 （略） （定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外） 第34条の2 第6条、第7条<u>及び第2章の2から第3章の2までの</u>規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

改正後（案）	現行
別表第1（第5条関係） 行政職給料表 【別記1 参照】 （備考） この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。 別表第2（第5条関係） ア 医療職給料表(1) 【別記2 参照】 （備考） この表は、病院、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で市長の定めるものに適用する。 イ 医療職給料表(2) 【別記3 参照】 （備考） この表は、病院に勤務する薬剤師、臨床心理士、公認心理師、栄養士、管理栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、医療相談員その他の職員で市長の定めるものに適用する。 ウ 医療職給料表(3) 【別記4 参照】 （備考） この表は、保健師又は病院、診療所等に勤務する准看護師、看護師若しくは助産師その他の職員で市長の定めるものに適用する。	別表第1（第5条関係） 行政職給料表 【別記1 参照】 （備考） この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。 別表第2（第5条関係） ア 医療職給料表(1) 【別記2 参照】 （備考） この表は、病院、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で市長の定めるものに適用する。 イ 医療職給料表(2) 【別記3 参照】 （備考） この表は、病院に勤務する薬剤師、臨床心理士、公認心理師、栄養士、管理栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、医療相談員その他の職員で市長の定めるものに適用する。 ウ 医療職給料表(3) 【別記4 参照】 （備考） この表は、保健師又は病院、診療所等に勤務する准看護師、看護師若しくは助産師その他の職員で市長の定めるものに適用する。

改正後（案）	現行
別表第3（第5条第2項関係） ア 行政職給料表級別基準職務表 【別記5 参照】 （備考） この表において「出先機関」とは、係等に相当して置かれる市長の定める組織をいう。	別表第3（第5条第2項関係） ア 行政職給料表級別基準職務表 【別記5 参照】 （備考） この表において「出先機関」とは、係等に相当して置かれる市長の定める組織をいう。

【別記1】

改正後（案）

職員 の 区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	<u>265,300</u>	<u>298,800</u>	<u>321,300</u>	<u>355,200</u>	<u>408,300</u>	<u>458,300</u>	<u>510,200</u>
	2	184,600	231,500	<u>266,300</u>	<u>300,300</u>	<u>323,100</u>	<u>356,900</u>	<u>410,200</u>	<u>463,800</u>	<u>517,100</u>
	3	185,800	233,000	<u>267,300</u>	<u>301,800</u>	<u>324,900</u>	<u>358,500</u>	<u>412,100</u>	<u>468,800</u>	<u>522,300</u>
	4	186,900	234,500	<u>268,300</u>	<u>303,200</u>	<u>326,600</u>	<u>360,100</u>	<u>413,900</u>	<u>473,500</u>	<u>526,600</u>
	5	188,000	236,000	<u>269,300</u>	<u>304,600</u>	<u>328,300</u>	<u>361,700</u>	<u>415,700</u>	<u>477,500</u>	<u>530,100</u>
	6	189,700	237,500	<u>270,300</u>	<u>305,700</u>	<u>330,000</u>	<u>363,500</u>	<u>417,500</u>	<u>481,000</u>	<u>533,400</u>
	7	191,300	239,000	<u>271,300</u>	<u>306,700</u>	<u>331,700</u>	<u>365,000</u>	<u>419,300</u>	<u>484,000</u>	<u>536,400</u>
	8	192,900	240,500	<u>272,300</u>	<u>307,900</u>	<u>333,400</u>	<u>366,600</u>	<u>421,100</u>	<u>486,500</u>	<u>538,900</u>
	9	194,500	242,000	<u>273,300</u>	<u>309,100</u>	<u>335,000</u>	<u>368,000</u>	<u>422,700</u>	<u>488,500</u>	<u>540,900</u>
	10	196,200	243,400	<u>274,300</u>	<u>310,700</u>	<u>336,700</u>	<u>369,600</u>	<u>424,200</u>		
	11	197,800	244,800	<u>275,300</u>	<u>312,300</u>	<u>338,400</u>	<u>371,200</u>	<u>425,700</u>		
	12	199,400	246,200	<u>276,400</u>	<u>313,900</u>	<u>340,000</u>	<u>372,700</u>	<u>427,200</u>		
	13	201,000	247,400	<u>277,400</u>	<u>315,400</u>	<u>341,500</u>	<u>374,600</u>	<u>428,700</u>		

外 の 職 員	14	202,700	248,600	<u>278,700</u>	<u>317,000</u>	<u>343,100</u>	<u>376,500</u>	<u>430,000</u>		
	15	204,400	249,800	<u>280,000</u>	<u>318,600</u>	<u>344,700</u>	<u>378,400</u>	<u>431,300</u>		
	16	206,100	251,000	<u>281,200</u>	<u>320,200</u>	<u>346,200</u>	<u>380,200</u>	<u>432,500</u>		
	17	207,400	252,100	<u>282,500</u>	<u>321,700</u>	<u>347,600</u>	<u>381,700</u>	<u>433,700</u>		
	18	209,000	253,200	<u>283,800</u>	<u>323,400</u>	<u>349,300</u>	<u>383,500</u>	<u>435,000</u>		
	19	210,600	254,300	<u>285,000</u>	<u>325,000</u>	<u>350,900</u>	<u>385,200</u>	<u>436,300</u>		
	20	212,100	255,400	<u>286,200</u>	<u>326,600</u>	<u>352,500</u>	<u>386,800</u>	<u>437,500</u>		
	21	213,600	256,400	<u>287,300</u>	<u>328,000</u>	<u>353,700</u>	<u>388,500</u>	<u>438,700</u>		
	22	215,200	257,400	<u>288,500</u>	<u>329,700</u>	<u>355,200</u>	<u>389,900</u>	<u>439,500</u>		
	23	216,800	258,400	<u>289,800</u>	<u>331,400</u>	<u>356,700</u>	<u>391,300</u>	<u>440,300</u>		
	24	218,400	259,400	<u>291,100</u>	<u>333,000</u>	<u>358,200</u>	<u>392,700</u>	<u>441,100</u>		
	25	220,000	260,400	<u>292,400</u>	<u>334,200</u>	<u>359,900</u>	<u>394,100</u>	<u>441,700</u>		
	26	221,700	261,300	<u>293,400</u>	<u>336,100</u>	<u>361,700</u>	<u>395,300</u>	<u>442,300</u>		
	27	223,000	262,200	<u>294,400</u>	<u>337,800</u>	<u>363,400</u>	<u>396,500</u>	<u>442,900</u>		
	28	224,300	263,100	<u>295,500</u>	<u>339,400</u>	<u>365,100</u>	<u>397,500</u>	<u>443,500</u>		
	29	225,600	263,900	<u>296,600</u>	<u>340,900</u>	<u>366,500</u>	<u>398,600</u>	<u>444,200</u>		
	30	226,700	264,700	<u>297,800</u>	<u>342,500</u>	<u>367,800</u>	<u>399,800</u>	<u>445,000</u>		
	31	227,800	265,500	<u>298,900</u>	<u>344,100</u>	<u>369,000</u>	<u>400,900</u>	<u>445,400</u>		
	32	228,900	266,300	<u>300,100</u>	<u>345,700</u>	<u>370,400</u>	<u>402,000</u>	<u>446,100</u>		
	33	230,000	267,000	<u>301,300</u>	<u>347,400</u>	<u>371,500</u>	<u>402,700</u>	<u>446,600</u>		
	34	231,100	267,800	<u>302,600</u>	<u>349,200</u>	<u>372,400</u>	<u>403,400</u>	<u>447,000</u>		

35	232, 200	268, 600	<u>303, 900</u>	<u>351, 000</u>	<u>373, 400</u>	<u>404, 100</u>	<u>447, 400</u>		
36	233, 300	269, 300	<u>305, 200</u>	<u>352, 800</u>	<u>374, 500</u>	<u>404, 800</u>	<u>447, 800</u>		
37	234, 400	270, 000	<u>306, 500</u>	<u>354, 300</u>	<u>375, 300</u>	<u>405, 400</u>	<u>448, 200</u>		
38	235, 400	270, 800	<u>307, 800</u>	<u>355, 700</u>	<u>376, 200</u>	<u>406, 000</u>	<u>448, 600</u>		
39	236, 400	271, 600	<u>309, 100</u>	<u>357, 100</u>	<u>377, 100</u>	<u>406, 500</u>	<u>449, 000</u>		
40	237, 300	272, 300	<u>310, 400</u>	<u>358, 500</u>	<u>377, 900</u>	<u>406, 900</u>	<u>449, 300</u>		
41	238, 200	273, 000	<u>311, 700</u>	<u>360, 000</u>	<u>378, 700</u>	<u>407, 300</u>	<u>449, 600</u>		
42	239, 100	273, 800	<u>313, 000</u>	<u>360, 800</u>	<u>379, 500</u>	<u>407, 500</u>	<u>450, 000</u>		
43	239, 900	274, 600	<u>314, 300</u>	<u>361, 800</u>	<u>380, 300</u>	<u>407, 800</u>	<u>450, 300</u>		
44	240, 700	275, 300	<u>315, 400</u>	<u>362, 800</u>	<u>381, 000</u>	<u>408, 100</u>	<u>450, 600</u>		
45	241, 400	276, 000	<u>316, 300</u>	<u>363, 700</u>	<u>381, 700</u>	<u>408, 400</u>	<u>450, 900</u>		
46	242, 000	276, 700	<u>317, 600</u>	<u>364, 800</u>	<u>382, 400</u>	<u>408, 700</u>			
47	242, 600	277, 400	<u>318, 900</u>	<u>365, 700</u>	<u>383, 100</u>	<u>409, 000</u>			
48	243, 200	278, 100	<u>320, 200</u>	<u>366, 700</u>	<u>383, 800</u>	<u>409, 300</u>			
49	243, 800	278, 800	<u>321, 400</u>	<u>367, 600</u>	<u>384, 300</u>	<u>409, 500</u>			
50	244, 400	279, 500	<u>322, 700</u>	<u>368, 300</u>	<u>384, 900</u>	<u>409, 800</u>			
51	245, 000	280, 200	<u>323, 900</u>	<u>369, 000</u>	<u>385, 500</u>	<u>410, 100</u>			
52	245, 500	280, 900	<u>325, 100</u>	<u>369, 600</u>	<u>386, 200</u>	<u>410, 400</u>			
53	246, 000	281, 500	<u>326, 400</u>	<u>370, 000</u>	<u>386, 600</u>	<u>410, 600</u>			
54	246, 400	282, 200	<u>327, 500</u>	<u>370, 600</u>	<u>387, 200</u>	<u>410, 900</u>			
55	246, 700	282, 800	<u>328, 600</u>	<u>371, 300</u>	<u>387, 800</u>	<u>411, 200</u>			

56	247,000	283,500	<u>329,700</u>	<u>372,000</u>	<u>388,300</u>	<u>411,500</u>			
57	247,300	284,100	<u>330,400</u>	<u>372,300</u>	<u>388,700</u>	<u>411,700</u>			
58	247,600	284,800	<u>331,300</u>	<u>373,000</u>	<u>389,300</u>	<u>412,000</u>			
59	247,900	285,400	<u>332,000</u>	<u>373,700</u>	<u>389,900</u>	<u>412,300</u>			
60	248,200	286,100	<u>332,800</u>	<u>374,300</u>	<u>390,400</u>	<u>412,500</u>			
61	248,500	286,700	<u>333,600</u>	<u>374,600</u>	<u>390,800</u>	<u>412,700</u>			
62	248,800	287,400	<u>334,000</u>	<u>375,100</u>	<u>391,300</u>	<u>413,000</u>			
63	249,100	288,000	<u>334,600</u>	<u>375,700</u>	<u>391,800</u>	<u>413,300</u>			
64	249,400	288,500	<u>335,300</u>	<u>376,300</u>	<u>392,400</u>	<u>413,500</u>			
65	249,700	289,000	<u>336,100</u>	<u>376,600</u>	<u>392,700</u>	<u>413,700</u>			
66	250,000	289,600	<u>336,800</u>	<u>377,200</u>	<u>393,100</u>	<u>414,000</u>			
67	250,300	290,100	<u>337,500</u>	<u>377,900</u>	<u>393,500</u>	<u>414,300</u>			
68	250,600	290,700	<u>338,100</u>	<u>378,500</u>	<u>393,900</u>	<u>414,500</u>			
69	250,900	291,200	<u>338,600</u>	<u>378,900</u>	<u>394,200</u>	<u>414,700</u>			
70	251,200	291,700	<u>339,200</u>	<u>379,400</u>	<u>394,500</u>	<u>415,000</u>			
71	251,500	292,300	<u>339,700</u>	<u>380,000</u>	<u>394,800</u>	<u>415,300</u>			
72	251,800	292,900	<u>340,300</u>	<u>380,500</u>	<u>395,000</u>	<u>415,500</u>			
73	252,100	293,400	<u>340,600</u>	<u>381,000</u>	<u>395,200</u>	<u>415,700</u>			
74	252,400	293,900	<u>341,100</u>	<u>381,600</u>	<u>395,500</u>				
75	252,700	294,300	<u>341,500</u>	<u>382,100</u>	<u>395,800</u>				
76	253,000	294,600	<u>341,900</u>	<u>382,400</u>	<u>396,000</u>				

77	253,300	294,800	<u>342,300</u>	<u>382,800</u>	<u>396,200</u>					
78	253,600	295,100	<u>342,800</u>	<u>383,300</u>	<u>396,500</u>					
79	253,900	295,300	<u>343,300</u>	<u>383,700</u>	<u>396,800</u>					
80	254,200	295,600	<u>343,800</u>	<u>384,100</u>	<u>397,000</u>					
81	254,500	295,800	<u>344,100</u>	<u>384,500</u>	<u>397,200</u>					
82	254,800	296,000	<u>344,500</u>	<u>385,000</u>	<u>397,500</u>					
83	255,100	296,300	<u>344,900</u>	<u>385,400</u>	<u>397,800</u>					
84	255,400	296,500	<u>345,300</u>	<u>385,800</u>	<u>398,000</u>					
85	255,700	296,800	<u>345,600</u>	<u>386,100</u>	<u>398,200</u>					
86	256,000	297,100	<u>346,000</u>	<u>386,600</u>						
87	256,300	297,400	<u>346,400</u>	<u>387,000</u>						
88	256,600	297,700	<u>346,800</u>	<u>387,400</u>						
89	256,900	298,000	<u>347,000</u>	<u>387,800</u>						
90	257,200	298,300	<u>347,400</u>	<u>388,300</u>						
91	257,500	298,600	<u>347,800</u>	<u>388,700</u>						
92	257,800	299,000	<u>348,200</u>	<u>389,100</u>						
93	258,100	299,200	<u>348,400</u>	<u>389,400</u>						
94		299,400	<u>348,800</u>							
95		299,700	<u>349,200</u>							
96		300,100	<u>349,500</u>							
97		300,300	<u>349,800</u>							

98	300, 600	<u>350, 200</u>						
99	301, 000	<u>350, 600</u>						
100	301, 400	<u>351, 000</u>						
101	301, 600	<u>351, 500</u>						
102	301, 900	<u>351, 900</u>						
103	302, 200	<u>352, 300</u>						
104	302, 500	<u>352, 700</u>						
105	302, 700	<u>353, 200</u>						
106	303, 000	<u>353, 600</u>						
107	303, 300	<u>353, 900</u>						
108	303, 600	<u>354, 200</u>						
109	303, 800	<u>354, 700</u>						
110	304, 200	<u>355, 100</u>						
111	304, 600	<u>355, 400</u>						
112	304, 900	<u>355, 700</u>						
113	305, 100	<u>356, 200</u>						
114	305, 300	<u>356, 600</u>						
115	305, 600	<u>356, 900</u>						
116	306, 000	<u>357, 200</u>						
117	306, 200	<u>357, 700</u>						
118	306, 400							

	119		306, 700							
	120		307, 000							
	121		307, 400							
	122		307, 600							
	123		307, 900							
	124		308, 200							
	125		308, 500							
定年前再 任用短時 間勤務職 員	基準給 料月額		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
	円 192, 000		円 219, 500	円 260, 000	円 279, 700	円 294, 900	円 320, 600	円 362, 700	円 396, 200	円 448, 000

現行

職員 の 区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 員 以 外		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	<u>261,300</u>	<u>287,300</u>	<u>309,800</u>	<u>335,000</u>	<u>373,400</u>	<u>415,600</u>	<u>465,500</u>
	2	184,600	231,500	<u>262,300</u>	<u>288,900</u>	<u>311,500</u>	<u>336,900</u>	<u>376,000</u>	<u>418,000</u>	<u>468,600</u>
	3	185,800	233,000	<u>263,300</u>	<u>290,400</u>	<u>313,200</u>	<u>338,700</u>	<u>378,300</u>	<u>420,500</u>	<u>471,600</u>
	4	186,900	234,500	<u>264,300</u>	<u>291,900</u>	<u>314,700</u>	<u>340,500</u>	<u>380,500</u>	<u>422,900</u>	<u>474,600</u>
	5	188,000	236,000	<u>265,300</u>	<u>293,400</u>	<u>316,100</u>	<u>342,200</u>	<u>382,400</u>	<u>424,800</u>	<u>477,600</u>
	6	189,700	237,500	<u>266,300</u>	<u>294,900</u>	<u>317,400</u>	<u>343,900</u>	<u>384,700</u>	<u>426,900</u>	<u>480,600</u>
	7	191,300	239,000	<u>267,300</u>	<u>296,300</u>	<u>318,700</u>	<u>345,500</u>	<u>386,800</u>	<u>429,000</u>	<u>483,600</u>
	8	192,900	240,500	<u>268,300</u>	<u>297,600</u>	<u>320,000</u>	<u>347,200</u>	<u>388,800</u>	<u>431,200</u>	<u>486,700</u>
	9	194,500	242,000	<u>269,300</u>	<u>298,800</u>	<u>321,300</u>	<u>348,800</u>	<u>390,800</u>	<u>433,100</u>	<u>489,400</u>
	10	196,200	243,400	<u>270,300</u>	<u>300,300</u>	<u>323,100</u>	<u>350,500</u>	<u>393,100</u>	<u>435,200</u>	<u>492,500</u>
	11	197,800	244,800	<u>271,300</u>	<u>301,800</u>	<u>324,900</u>	<u>352,100</u>	<u>395,300</u>	<u>437,300</u>	<u>495,500</u>
	12	199,400	246,200	<u>272,300</u>	<u>303,200</u>	<u>326,600</u>	<u>353,700</u>	<u>397,500</u>	<u>439,200</u>	<u>498,600</u>
	13	201,000	247,400	<u>273,300</u>	<u>304,600</u>	<u>328,300</u>	<u>355,200</u>	<u>399,700</u>	<u>440,900</u>	<u>501,300</u>
	14	202,700	248,600	<u>274,300</u>	<u>305,700</u>	<u>330,000</u>	<u>356,900</u>	<u>402,000</u>	<u>442,700</u>	<u>503,600</u>

の 職 員	15	204,400	249,800	<u>275,300</u>	<u>306,700</u>	<u>331,700</u>	<u>358,500</u>	<u>404,200</u>	<u>444,600</u>	<u>505,900</u>
	16	206,100	251,000	<u>276,400</u>	<u>307,900</u>	<u>333,400</u>	<u>360,100</u>	<u>406,500</u>	<u>446,500</u>	<u>508,200</u>
	17	207,400	252,100	<u>277,400</u>	<u>309,100</u>	<u>335,000</u>	<u>361,700</u>	<u>408,300</u>	<u>448,300</u>	<u>510,200</u>
	18	209,000	253,200	<u>278,700</u>	<u>310,700</u>	<u>336,700</u>	<u>363,500</u>	<u>410,200</u>	<u>450,100</u>	<u>511,600</u>
	19	210,600	254,300	<u>280,000</u>	<u>312,300</u>	<u>338,400</u>	<u>365,000</u>	<u>412,100</u>	<u>451,900</u>	<u>513,100</u>
	20	212,100	255,400	<u>281,200</u>	<u>313,900</u>	<u>340,000</u>	<u>366,600</u>	<u>413,900</u>	<u>453,600</u>	<u>514,500</u>
	21	213,600	256,400	<u>282,500</u>	<u>315,400</u>	<u>341,500</u>	<u>368,000</u>	<u>415,700</u>	<u>455,400</u>	<u>515,700</u>
	22	215,200	257,400	<u>283,800</u>	<u>317,000</u>	<u>343,100</u>	<u>369,600</u>	<u>417,500</u>	<u>456,900</u>	<u>517,100</u>
	23	216,800	258,400	<u>285,000</u>	<u>318,600</u>	<u>344,700</u>	<u>371,200</u>	<u>419,300</u>	<u>458,300</u>	<u>518,600</u>
	24	218,400	259,400	<u>286,200</u>	<u>320,200</u>	<u>346,200</u>	<u>372,700</u>	<u>421,100</u>	<u>459,800</u>	<u>520,100</u>
	25	220,000	260,400	<u>287,300</u>	<u>321,700</u>	<u>347,600</u>	<u>374,600</u>	<u>422,700</u>	<u>461,200</u>	<u>521,200</u>
	26	221,700	261,300	<u>288,500</u>	<u>323,400</u>	<u>349,300</u>	<u>376,500</u>	<u>424,200</u>	<u>462,500</u>	<u>522,300</u>
	27	223,000	262,200	<u>289,800</u>	<u>325,000</u>	<u>350,900</u>	<u>378,400</u>	<u>425,700</u>	<u>463,800</u>	<u>523,500</u>
	28	224,300	263,100	<u>291,100</u>	<u>326,600</u>	<u>352,500</u>	<u>380,200</u>	<u>427,200</u>	<u>465,000</u>	<u>524,700</u>
	29	225,600	263,900	<u>292,400</u>	<u>328,000</u>	<u>353,700</u>	<u>381,700</u>	<u>428,700</u>	<u>466,000</u>	<u>525,700</u>
	30	226,700	264,700	<u>293,400</u>	<u>329,700</u>	<u>355,200</u>	<u>383,500</u>	<u>430,000</u>	<u>466,700</u>	<u>526,600</u>
	31	227,800	265,500	<u>294,400</u>	<u>331,400</u>	<u>356,700</u>	<u>385,200</u>	<u>431,300</u>	<u>467,400</u>	<u>527,500</u>
	32	228,900	266,300	<u>295,500</u>	<u>333,000</u>	<u>358,200</u>	<u>386,800</u>	<u>432,500</u>	<u>468,100</u>	<u>528,400</u>
	33	230,000	267,000	<u>296,600</u>	<u>334,200</u>	<u>359,900</u>	<u>388,500</u>	<u>433,700</u>	<u>468,800</u>	<u>529,200</u>
	34	231,100	267,800	<u>297,800</u>	<u>336,100</u>	<u>361,700</u>	<u>389,900</u>	<u>435,000</u>	<u>469,500</u>	<u>530,100</u>
	35	232,200	268,600	<u>298,900</u>	<u>337,800</u>	<u>363,400</u>	<u>391,300</u>	<u>436,300</u>	<u>470,100</u>	<u>530,800</u>

36	233,300	269,300	<u>300,100</u>	<u>339,400</u>	<u>365,100</u>	<u>392,700</u>	<u>437,500</u>	<u>470,700</u>	<u>531,300</u>
37	234,400	270,000	<u>301,300</u>	<u>340,900</u>	<u>366,500</u>	<u>394,100</u>	<u>438,700</u>	<u>471,200</u>	<u>532,000</u>
38	235,400	270,800	<u>302,600</u>	<u>342,500</u>	<u>367,800</u>	<u>395,300</u>	<u>439,500</u>	<u>471,800</u>	<u>532,600</u>
39	236,400	271,600	<u>303,900</u>	<u>344,100</u>	<u>369,000</u>	<u>396,500</u>	<u>440,300</u>	<u>472,400</u>	<u>533,400</u>
40	237,300	272,300	<u>305,200</u>	<u>345,700</u>	<u>370,400</u>	<u>397,500</u>	<u>441,100</u>	<u>473,000</u>	<u>534,000</u>
41	238,200	273,000	<u>306,500</u>	<u>347,400</u>	<u>371,500</u>	<u>398,600</u>	<u>441,700</u>	<u>473,500</u>	<u>534,500</u>
42	239,100	273,800	<u>307,800</u>	<u>349,200</u>	<u>372,400</u>	<u>399,800</u>	<u>442,300</u>	<u>474,000</u>	
43	239,900	274,600	<u>309,100</u>	<u>351,000</u>	<u>373,400</u>	<u>400,900</u>	<u>442,900</u>	<u>474,400</u>	
44	240,700	275,300	<u>310,400</u>	<u>352,800</u>	<u>374,500</u>	<u>402,000</u>	<u>443,500</u>	<u>474,700</u>	
45	241,400	276,000	<u>311,700</u>	<u>354,300</u>	<u>375,300</u>	<u>402,700</u>	<u>444,200</u>	<u>475,000</u>	
46	242,000	276,700	<u>313,000</u>	<u>355,700</u>	<u>376,200</u>	<u>403,400</u>	<u>445,000</u>		
47	242,600	277,400	<u>314,300</u>	<u>357,100</u>	<u>377,100</u>	<u>404,100</u>	<u>445,400</u>		
48	243,200	278,100	<u>315,400</u>	<u>358,500</u>	<u>377,900</u>	<u>404,800</u>	<u>446,100</u>		
49	243,800	278,800	<u>316,300</u>	<u>360,000</u>	<u>378,700</u>	<u>405,400</u>	<u>446,600</u>		
50	244,400	279,500	<u>317,600</u>	<u>360,800</u>	<u>379,500</u>	<u>406,000</u>	<u>447,000</u>		
51	245,000	280,200	<u>318,900</u>	<u>361,800</u>	<u>380,300</u>	<u>406,500</u>	<u>447,400</u>		
52	245,500	280,900	<u>320,200</u>	<u>362,800</u>	<u>381,000</u>	<u>406,900</u>	<u>447,800</u>		
53	246,000	281,500	<u>321,400</u>	<u>363,700</u>	<u>381,700</u>	<u>407,300</u>	<u>448,200</u>		
54	246,400	282,200	<u>322,700</u>	<u>364,800</u>	<u>382,400</u>	<u>407,500</u>	<u>448,600</u>		
55	246,700	282,800	<u>323,900</u>	<u>365,700</u>	<u>383,100</u>	<u>407,800</u>	<u>449,000</u>		
56	247,000	283,500	<u>325,100</u>	<u>366,700</u>	<u>383,800</u>	<u>408,100</u>	<u>449,300</u>		

57	247,300	284,100	<u>326,400</u>	<u>367,600</u>	<u>384,300</u>	<u>408,400</u>	<u>449,600</u>		
58	247,600	284,800	<u>327,500</u>	<u>368,300</u>	<u>384,900</u>	<u>408,700</u>	<u>450,000</u>		
59	247,900	285,400	<u>328,600</u>	<u>369,000</u>	<u>385,500</u>	<u>409,000</u>	<u>450,300</u>		
60	248,200	286,100	<u>329,700</u>	<u>369,600</u>	<u>386,200</u>	<u>409,300</u>	<u>450,600</u>		
61	248,500	286,700	<u>330,400</u>	<u>370,000</u>	<u>386,600</u>	<u>409,500</u>	<u>450,900</u>		
62	248,800	287,400	<u>331,300</u>	<u>370,600</u>	<u>387,200</u>	<u>409,800</u>			
63	249,100	288,000	<u>332,000</u>	<u>371,300</u>	<u>387,800</u>	<u>410,100</u>			
64	249,400	288,500	<u>332,800</u>	<u>372,000</u>	<u>388,300</u>	<u>410,400</u>			
65	249,700	289,000	<u>333,600</u>	<u>372,300</u>	<u>388,700</u>	<u>410,600</u>			
66	250,000	289,600	<u>334,000</u>	<u>373,000</u>	<u>389,300</u>	<u>410,900</u>			
67	250,300	290,100	<u>334,600</u>	<u>373,700</u>	<u>389,900</u>	<u>411,200</u>			
68	250,600	290,700	<u>335,300</u>	<u>374,300</u>	<u>390,400</u>	<u>411,500</u>			
69	250,900	291,200	<u>336,100</u>	<u>374,600</u>	<u>390,800</u>	<u>411,700</u>			
70	251,200	291,700	<u>336,800</u>	<u>375,100</u>	<u>391,300</u>	<u>412,000</u>			
71	251,500	292,300	<u>337,500</u>	<u>375,700</u>	<u>391,800</u>	<u>412,300</u>			
72	251,800	292,900	<u>338,100</u>	<u>376,300</u>	<u>392,400</u>	<u>412,500</u>			
73	252,100	293,400	<u>338,600</u>	<u>376,600</u>	<u>392,700</u>	<u>412,700</u>			
74	252,400	293,900	<u>339,200</u>	<u>377,200</u>	<u>393,100</u>	<u>413,000</u>			
75	252,700	294,300	<u>339,700</u>	<u>377,900</u>	<u>393,500</u>	<u>413,300</u>			
76	253,000	294,600	<u>340,300</u>	<u>378,500</u>	<u>393,900</u>	<u>413,500</u>			
77	253,300	294,800	<u>340,600</u>	<u>378,900</u>	<u>394,200</u>	<u>413,700</u>			

78	253,600	295,100	<u>341,100</u>	<u>379,400</u>	<u>394,500</u>	<u>414,000</u>			
79	253,900	295,300	<u>341,500</u>	<u>380,000</u>	<u>394,800</u>	<u>414,300</u>			
80	254,200	295,600	<u>341,900</u>	<u>380,500</u>	<u>395,000</u>	<u>414,500</u>			
81	254,500	295,800	<u>342,300</u>	<u>381,000</u>	<u>395,200</u>	<u>414,700</u>			
82	254,800	296,000	<u>342,800</u>	<u>381,600</u>	<u>395,500</u>	<u>415,000</u>			
83	255,100	296,300	<u>343,300</u>	<u>382,100</u>	<u>395,800</u>	<u>415,300</u>			
84	255,400	296,500	<u>343,800</u>	<u>382,400</u>	<u>396,000</u>	<u>415,500</u>			
85	255,700	296,800	<u>344,100</u>	<u>382,800</u>	<u>396,200</u>	<u>415,700</u>			
86	256,000	297,100	<u>344,500</u>	<u>383,300</u>	<u>396,500</u>				
87	256,300	297,400	<u>344,900</u>	<u>383,700</u>	<u>396,800</u>				
88	256,600	297,700	<u>345,300</u>	<u>384,100</u>	<u>397,000</u>				
89	256,900	298,000	<u>345,600</u>	<u>384,500</u>	<u>397,200</u>				
90	257,200	298,300	<u>346,000</u>	<u>385,000</u>	<u>397,500</u>				
91	257,500	298,600	<u>346,400</u>	<u>385,400</u>	<u>397,800</u>				
92	257,800	299,000	<u>346,800</u>	<u>385,800</u>	<u>398,000</u>				
93	258,100	299,200	<u>347,000</u>	<u>386,100</u>	<u>398,200</u>				
94		299,400	<u>347,400</u>	<u>386,600</u>					
95		299,700	<u>347,800</u>	<u>387,000</u>					
96		300,100	<u>348,200</u>	<u>387,400</u>					
97		300,300	<u>348,400</u>	<u>387,700</u>					
98		300,600	<u>348,800</u>	<u>388,200</u>					

99	301, 000	<u>349, 200</u>	<u>388, 600</u>					
100	301, 400	<u>349, 500</u>	<u>389, 000</u>					
101	301, 600	<u>349, 800</u>	<u>389, 300</u>					
102	301, 900	<u>350, 200</u>						
103	302, 200	<u>350, 600</u>						
104	302, 500	<u>351, 000</u>						
105	302, 700	<u>351, 500</u>						
106	303, 000	<u>351, 900</u>						
107	303, 300	<u>352, 300</u>						
108	303, 600	<u>352, 700</u>						
109	303, 800	<u>353, 200</u>						
110	304, 200	<u>353, 600</u>						
111	304, 600	<u>353, 900</u>						
112	304, 900	<u>354, 200</u>						
113	305, 100	<u>354, 700</u>						
114	305, 300	<u>355, 100</u>						
115	305, 600	<u>355, 400</u>						
116	306, 000	<u>355, 700</u>						
117	306, 200	<u>356, 200</u>						
118	306, 400	<u>356, 600</u>						
119	306, 700	<u>356, 900</u>						

	120		307, 000	<u>357, 200</u>						
	121		307, 400	<u>357, 700</u>						
	122		307, 600							
	123		307, 900							
	124		308, 200							
	125		308, 500							
定年前再 任用短時 間勤務職 員	基準給 料月額		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
	円 192, 000		円 219, 500	円 260, 000	円 279, 700	円 294, 900	円 320, 600	円 362, 700	円 396, 200	円 448, 000

【別記2】

改正後（案）

職員 の 区 分	職務の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以		円	円	円	円	円
	1	391,400	<u>510,300</u>	<u>575,100</u>	<u>679,800</u>	<u>736,100</u>
	2	393,700	<u>513,000</u>	<u>577,100</u>	<u>685,900</u>	<u>742,100</u>
	3	396,000	<u>515,600</u>	<u>579,000</u>	<u>691,200</u>	<u>747,400</u>
	4	398,200	<u>518,100</u>	<u>580,900</u>	<u>696,100</u>	<u>751,900</u>
	5	400,300	<u>520,500</u>	<u>582,300</u>	<u>700,500</u>	<u>755,900</u>
	6	403,800	<u>522,700</u>	<u>584,100</u>	<u>704,800</u>	<u>759,400</u>
	7	407,300	<u>524,800</u>	<u>585,900</u>	<u>708,400</u>	<u>762,400</u>
	8	410,700	<u>526,900</u>	<u>587,700</u>	<u>711,400</u>	<u>765,200</u>
	9	414,100	<u>529,000</u>	<u>589,500</u>	<u>713,900</u>	
	10	417,600	<u>530,500</u>	<u>591,300</u>	<u>716,200</u>	
	11	421,000	<u>532,000</u>	<u>593,100</u>		
	12	424,400	<u>533,500</u>	<u>594,900</u>		
	13	427,800	<u>534,900</u>	<u>596,700</u>		

外 の 職 員	14	431,300	<u>536,400</u>	<u>598,500</u>	
	15	434,700	<u>537,900</u>	<u>600,300</u>	
	16	438,100	<u>539,300</u>	<u>602,100</u>	
	17	441,500	<u>540,700</u>	<u>603,900</u>	
	18	444,600	<u>542,200</u>	<u>605,800</u>	
	19	447,700	<u>543,700</u>	<u>607,700</u>	
	20	450,800	<u>545,100</u>	<u>609,600</u>	
	21	454,000	<u>546,500</u>	<u>611,500</u>	
	22	457,100	<u>548,000</u>	<u>613,200</u>	
	23	460,200	<u>549,500</u>	<u>615,000</u>	
	24	463,200	<u>550,900</u>	<u>616,800</u>	
	25	466,200	<u>552,300</u>	<u>618,400</u>	
	26	468,500	<u>553,700</u>	<u>620,200</u>	
	27	470,800	<u>555,100</u>	<u>622,000</u>	
	28	473,000	<u>556,500</u>	<u>623,600</u>	
	29	474,900	<u>557,900</u>	<u>625,000</u>	
	30	476,600	<u>559,300</u>	<u>626,700</u>	
	31	478,300	<u>560,700</u>	<u>628,500</u>	
	32	480,100	<u>562,100</u>	<u>630,200</u>	
	33	481,900	<u>563,500</u>	<u>631,700</u>	
	34	483,700	<u>564,900</u>	<u>633,000</u>	

35	485, 300	<u>566, 300</u>	<u>634, 300</u>
36	486, 700	<u>567, 700</u>	<u>635, 600</u>
37	488, 100	<u>569, 100</u>	<u>636, 600</u>
38	489, 600	<u>570, 800</u>	<u>637, 900</u>
39	491, 100	<u>572, 400</u>	<u>639, 200</u>
40	492, 600	<u>574, 000</u>	<u>640, 500</u>
41	494, 100	<u>575, 600</u>	<u>641, 500</u>
42	494, 800	<u>576, 800</u>	<u>642, 300</u>
43	495, 400	<u>578, 000</u>	<u>643, 100</u>
44	496, 100	<u>579, 100</u>	<u>643, 900</u>
45	497, 000	<u>580, 100</u>	<u>644, 800</u>
46	497, 600	<u>581, 100</u>	<u>645, 600</u>
47	498, 200	<u>582, 000</u>	<u>646, 400</u>
48	498, 800	<u>582, 800</u>	<u>647, 100</u>
49	499, 400	<u>583, 500</u>	<u>647, 900</u>
50	499, 900	<u>584, 200</u>	<u>648, 700</u>
51	500, 400	<u>584, 900</u>	<u>649, 400</u>
52	500, 900	<u>585, 500</u>	<u>650, 300</u>
53	501, 400	<u>586, 200</u>	<u>651, 200</u>
54	501, 800	<u>586, 900</u>	<u>652, 000</u>
55	502, 200	<u>587, 500</u>	<u>652, 900</u>

56	502, 600	<u>588, 100</u>	<u>653, 800</u>
57	503, 000	<u>588, 400</u>	<u>654, 600</u>
58	503, 400	<u>589, 000</u>	<u>655, 500</u>
59	503, 800	<u>589, 700</u>	<u>656, 400</u>
60	504, 200	<u>590, 400</u>	<u>657, 100</u>
61	504, 600	<u>590, 800</u>	<u>657, 900</u>
62	505, 000	<u>591, 400</u>	<u>658, 800</u>
63	505, 400	<u>592, 100</u>	<u>659, 700</u>
64	505, 800	<u>592, 800</u>	<u>660, 600</u>
65	506, 100	<u>593, 200</u>	<u>661, 400</u>
66		<u>593, 800</u>	<u>662, 300</u>
67		<u>594, 400</u>	<u>663, 200</u>
68		<u>594, 900</u>	<u>664, 100</u>
69		<u>595, 400</u>	<u>664, 900</u>
70		<u>595, 900</u>	<u>665, 800</u>
71		<u>596, 400</u>	<u>666, 700</u>
72		<u>596, 900</u>	<u>667, 600</u>
73		<u>597, 300</u>	<u>668, 400</u>
74		<u>597, 800</u>	
75		<u>598, 200</u>	
76		<u>598, 700</u>	

	77		<u>599, 200</u>			
	78		<u>599, 800</u>			
	79		<u>600, 400</u>			
	80		<u>600, 800</u>			
	81		<u>601, 300</u>			
	82		<u>601, 900</u>			
	83		<u>602, 500</u>			
	84		<u>603, 000</u>			
	85		<u>603, 500</u>			

現行

職員 の 区 分	職務の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外		円	円	円	円	円
	1	391,400	<u>480,000</u>	<u>546,700</u>	<u>614,400</u>	<u>714,500</u>
	2	393,700	<u>482,600</u>	<u>548,700</u>	<u>616,200</u>	<u>717,600</u>
	3	396,000	<u>485,100</u>	<u>550,700</u>	<u>618,000</u>	<u>720,700</u>
	4	398,200	<u>487,600</u>	<u>552,600</u>	<u>619,800</u>	<u>723,800</u>
	5	400,300	<u>490,100</u>	<u>554,500</u>	<u>621,600</u>	<u>726,700</u>
	6	403,800	<u>492,800</u>	<u>556,100</u>	<u>623,300</u>	<u>729,100</u>
	7	407,300	<u>495,500</u>	<u>557,700</u>	<u>625,000</u>	<u>731,500</u>
	8	410,700	<u>498,100</u>	<u>559,300</u>	<u>626,700</u>	<u>733,900</u>
	9	414,100	<u>500,200</u>	<u>560,900</u>	<u>628,400</u>	<u>736,100</u>
	10	417,600	<u>502,700</u>	<u>562,700</u>	<u>630,500</u>	<u>737,600</u>
	11	421,000	<u>505,200</u>	<u>564,500</u>	<u>632,600</u>	<u>739,100</u>
	12	424,400	<u>507,700</u>	<u>566,300</u>	<u>634,700</u>	<u>740,600</u>
	13	427,800	<u>510,300</u>	<u>568,100</u>	<u>636,700</u>	<u>742,100</u>
	14	431,300	<u>513,000</u>	<u>569,900</u>	<u>638,600</u>	<u>743,200</u>

の 職 員	15	434, 700	<u>515, 600</u>	<u>571, 700</u>	<u>640, 700</u>	<u>744, 300</u>
	16	438, 100	<u>518, 100</u>	<u>573, 500</u>	<u>642, 700</u>	<u>745, 200</u>
	17	441, 500	<u>520, 500</u>	<u>575, 100</u>	<u>644, 600</u>	<u>746, 400</u>
	18	444, 600	<u>522, 700</u>	<u>577, 100</u>	<u>646, 600</u>	<u>747, 400</u>
	19	447, 700	<u>524, 800</u>	<u>579, 000</u>	<u>648, 600</u>	<u>748, 400</u>
	20	450, 800	<u>526, 900</u>	<u>580, 900</u>	<u>650, 400</u>	<u>749, 400</u>
	21	454, 000	<u>529, 000</u>	<u>582, 300</u>	<u>652, 200</u>	<u>750, 400</u>
	22	457, 100	<u>530, 500</u>	<u>584, 100</u>	<u>654, 000</u>	
	23	460, 200	<u>532, 000</u>	<u>585, 900</u>	<u>655, 800</u>	
	24	463, 200	<u>533, 500</u>	<u>587, 700</u>	<u>657, 600</u>	
	25	466, 200	<u>534, 900</u>	<u>589, 500</u>	<u>659, 200</u>	
	26	468, 500	<u>536, 400</u>	<u>591, 300</u>	<u>661, 000</u>	
	27	470, 800	<u>537, 900</u>	<u>593, 100</u>	<u>662, 800</u>	
	28	473, 000	<u>539, 300</u>	<u>594, 900</u>	<u>664, 600</u>	
	29	474, 900	<u>540, 700</u>	<u>596, 700</u>	<u>666, 200</u>	
	30	476, 600	<u>542, 200</u>	<u>598, 500</u>	<u>668, 000</u>	
	31	478, 300	<u>543, 700</u>	<u>600, 300</u>	<u>669, 800</u>	
	32	480, 100	<u>545, 100</u>	<u>602, 100</u>	<u>671, 500</u>	
	33	481, 900	<u>546, 500</u>	<u>603, 900</u>	<u>673, 100</u>	
	34	483, 700	<u>548, 000</u>	<u>605, 800</u>	<u>674, 900</u>	
	35	485, 300	<u>549, 500</u>	<u>607, 700</u>	<u>676, 600</u>	

36	486,700	<u>550,900</u>	<u>609,600</u>	<u>678,300</u>
37	488,100	<u>552,300</u>	<u>611,500</u>	<u>679,800</u>
38	489,600	<u>553,700</u>	<u>613,200</u>	<u>681,400</u>
39	491,100	<u>555,100</u>	<u>615,000</u>	<u>682,800</u>
40	492,600	<u>556,500</u>	<u>616,800</u>	<u>684,400</u>
41	494,100	<u>557,900</u>	<u>618,400</u>	<u>685,900</u>
42	494,800	<u>559,300</u>	<u>620,200</u>	<u>687,300</u>
43	495,400	<u>560,700</u>	<u>622,000</u>	<u>688,700</u>
44	496,100	<u>562,100</u>	<u>623,600</u>	<u>690,000</u>
45	497,000	<u>563,500</u>	<u>625,000</u>	<u>691,200</u>
46	497,600	<u>564,900</u>	<u>626,700</u>	<u>692,200</u>
47	498,200	<u>566,300</u>	<u>628,500</u>	<u>693,200</u>
48	498,800	<u>567,700</u>	<u>630,200</u>	<u>694,200</u>
49	499,400	<u>569,100</u>	<u>631,700</u>	<u>695,200</u>
50	499,900	<u>570,800</u>	<u>633,000</u>	<u>696,100</u>
51	500,400	<u>572,400</u>	<u>634,300</u>	<u>697,000</u>
52	500,900	<u>574,000</u>	<u>635,600</u>	<u>697,900</u>
53	501,400	<u>575,600</u>	<u>636,600</u>	<u>698,700</u>
54	501,800	<u>576,800</u>	<u>637,900</u>	<u>699,600</u>
55	502,200	<u>578,000</u>	<u>639,200</u>	<u>700,500</u>
56	502,600	<u>579,100</u>	<u>640,500</u>	<u>701,400</u>

57	503, 000	<u>580, 100</u>	<u>641, 500</u>	<u>702, 300</u>
58	503, 400	<u>581, 100</u>	<u>642, 300</u>	<u>703, 200</u>
59	503, 800	<u>582, 000</u>	<u>643, 100</u>	<u>704, 100</u>
60	504, 200	<u>582, 800</u>	<u>643, 900</u>	<u>704, 800</u>
61	504, 600	<u>583, 500</u>	<u>644, 800</u>	<u>705, 700</u>
62	505, 000	<u>584, 200</u>	<u>645, 600</u>	<u>706, 600</u>
63	505, 400	<u>584, 900</u>	<u>646, 400</u>	<u>707, 500</u>
64	505, 800	<u>585, 500</u>	<u>647, 100</u>	<u>708, 400</u>
65	506, 100	<u>586, 200</u>	<u>647, 900</u>	<u>709, 300</u>
66		<u>586, 900</u>	<u>648, 700</u>	
67		<u>587, 500</u>	<u>649, 400</u>	
68		<u>588, 100</u>	<u>650, 300</u>	
69		<u>588, 400</u>	<u>651, 200</u>	
70		<u>589, 000</u>	<u>652, 000</u>	
71		<u>589, 700</u>	<u>652, 900</u>	
72		<u>590, 400</u>	<u>653, 800</u>	
73		<u>590, 800</u>	<u>654, 600</u>	
74		<u>591, 400</u>	<u>655, 500</u>	
75		<u>592, 100</u>	<u>656, 400</u>	
76		<u>592, 800</u>	<u>657, 100</u>	
77		<u>593, 200</u>	<u>657, 900</u>	

78	<u>593,800</u>	<u>658,800</u>
79	<u>594,400</u>	<u>659,700</u>
80	<u>594,900</u>	<u>660,600</u>
81	<u>595,400</u>	<u>661,400</u>
82	<u>595,900</u>	<u>662,300</u>
83	<u>596,400</u>	<u>663,200</u>
84	<u>596,900</u>	<u>664,100</u>
85	<u>597,300</u>	<u>664,900</u>
86	<u>597,800</u>	<u>665,800</u>
87	<u>598,200</u>	<u>666,700</u>
88	<u>598,700</u>	<u>667,600</u>
89	<u>599,200</u>	<u>668,400</u>
90	<u>599,800</u>	
91	<u>600,400</u>	
92	<u>600,800</u>	
93	<u>601,300</u>	
94	<u>601,900</u>	
95	<u>602,500</u>	
96	<u>603,000</u>	
97	<u>603,500</u>	

【別記3】

改正後（案）

職員 の 区 分	職務の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以		円	円	円	円	円	円	円
	1	188,600	227,400	<u>263,000</u>	<u>281,800</u>	<u>315,000</u>	<u>360,700</u>	<u>415,000</u>
	2	190,700	228,700	<u>263,800</u>	<u>282,600</u>	<u>316,400</u>	<u>362,400</u>	<u>416,900</u>
	3	192,800	230,000	<u>264,600</u>	<u>283,400</u>	<u>317,800</u>	<u>364,000</u>	<u>418,800</u>
	4	194,900	231,300	<u>265,400</u>	<u>284,100</u>	<u>319,200</u>	<u>365,600</u>	<u>420,600</u>
	5	196,900	232,500	<u>266,200</u>	<u>284,800</u>	<u>320,600</u>	<u>367,200</u>	<u>422,400</u>
	6	198,900	233,600	<u>267,000</u>	<u>285,500</u>	<u>322,200</u>	<u>368,800</u>	<u>424,000</u>
	7	200,900	234,600	<u>267,800</u>	<u>286,200</u>	<u>323,700</u>	<u>370,400</u>	<u>425,600</u>
	8	202,700	235,600	<u>268,600</u>	<u>287,000</u>	<u>325,200</u>	<u>372,000</u>	<u>427,100</u>
	9	204,500	236,700	<u>269,400</u>	<u>287,800</u>	<u>326,700</u>	<u>373,600</u>	<u>428,600</u>
	10	206,400	237,900	<u>270,200</u>	<u>288,600</u>	<u>328,300</u>	<u>375,600</u>	<u>429,900</u>
	11	208,300	239,200	<u>271,000</u>	<u>289,400</u>	<u>329,800</u>	<u>377,600</u>	<u>431,200</u>
	12	210,400	240,500	<u>271,800</u>	<u>290,100</u>	<u>331,300</u>	<u>379,600</u>	<u>432,500</u>
	13	212,100	241,800	<u>272,600</u>	<u>290,800</u>	<u>332,800</u>	<u>381,000</u>	<u>433,800</u>

外 の 職 員	14	214, 100	243, 100	<u>273, 400</u>	<u>291, 900</u>	<u>334, 400</u>	<u>382, 700</u>	<u>435, 000</u>
	15	216, 300	244, 400	<u>274, 200</u>	<u>293, 000</u>	<u>335, 900</u>	<u>384, 400</u>	<u>436, 200</u>
	16	218, 400	245, 600	<u>275, 000</u>	<u>294, 200</u>	<u>337, 400</u>	<u>386, 100</u>	<u>437, 300</u>
	17	220, 500	246, 800	<u>275, 800</u>	<u>295, 400</u>	<u>338, 900</u>	<u>387, 800</u>	<u>438, 500</u>
	18	221, 600	248, 000	<u>276, 600</u>	<u>296, 600</u>	<u>340, 500</u>	<u>389, 300</u>	<u>439, 600</u>
	19	222, 700	249, 200	<u>277, 400</u>	<u>297, 800</u>	<u>342, 100</u>	<u>390, 800</u>	<u>440, 800</u>
	20	223, 800	250, 400	<u>278, 200</u>	<u>299, 000</u>	<u>343, 600</u>	<u>392, 300</u>	<u>442, 000</u>
	21	224, 900	251, 500	<u>279, 000</u>	<u>300, 200</u>	<u>344, 900</u>	<u>393, 600</u>	<u>443, 100</u>
	22	225, 800	252, 400	<u>279, 900</u>	<u>301, 400</u>	<u>346, 400</u>	<u>394, 900</u>	<u>443, 900</u>
	23	226, 700	253, 200	<u>280, 800</u>	<u>302, 600</u>	<u>347, 900</u>	<u>396, 200</u>	<u>444, 300</u>
	24	227, 600	254, 000	<u>281, 600</u>	<u>303, 800</u>	<u>349, 400</u>	<u>397, 300</u>	<u>445, 000</u>
	25	228, 500	254, 800	<u>282, 400</u>	<u>305, 000</u>	<u>350, 900</u>	<u>398, 400</u>	<u>445, 500</u>
	26	229, 400	255, 600	<u>283, 300</u>	<u>306, 200</u>	<u>352, 400</u>	<u>399, 500</u>	<u>445, 900</u>
	27	230, 300	256, 400	<u>284, 200</u>	<u>307, 300</u>	<u>353, 900</u>	<u>400, 600</u>	<u>446, 300</u>
	28	231, 200	257, 200	<u>285, 000</u>	<u>308, 500</u>	<u>355, 300</u>	<u>401, 700</u>	<u>446, 700</u>
	29	232, 100	258, 000	<u>285, 800</u>	<u>309, 800</u>	<u>356, 700</u>	<u>402, 500</u>	<u>447, 100</u>
	30	233, 000	258, 800	<u>286, 900</u>	<u>311, 000</u>	<u>358, 300</u>	<u>403, 300</u>	<u>447, 500</u>
	31	233, 900	259, 600	<u>287, 900</u>	<u>312, 200</u>	<u>359, 800</u>	<u>404, 100</u>	<u>447, 900</u>
	32	234, 800	260, 400	<u>288, 900</u>	<u>313, 400</u>	<u>361, 300</u>	<u>404, 900</u>	<u>448, 200</u>
	33	235, 600	261, 200	<u>289, 900</u>	<u>314, 600</u>	<u>362, 500</u>	<u>405, 300</u>	<u>448, 500</u>
	34	236, 400	262, 000	<u>291, 000</u>	<u>315, 700</u>	<u>363, 600</u>	<u>405, 900</u>	<u>448, 900</u>

35	237, 200	262, 700	<u>292, 000</u>	<u>316, 900</u>	<u>364, 800</u>	<u>406, 400</u>	<u>449, 200</u>
36	238, 000	263, 500	<u>293, 000</u>	<u>318, 100</u>	<u>365, 900</u>	<u>406, 800</u>	<u>449, 500</u>
37	238, 800	264, 400	<u>294, 000</u>	<u>319, 300</u>	<u>366, 900</u>	<u>407, 200</u>	<u>449, 800</u>
38	239, 600	265, 200	<u>295, 000</u>	<u>320, 600</u>	<u>367, 700</u>	<u>407, 400</u>	
39	240, 400	266, 000	<u>296, 000</u>	<u>321, 900</u>	<u>368, 700</u>	<u>407, 700</u>	
40	241, 200	266, 800	<u>297, 000</u>	<u>323, 100</u>	<u>369, 800</u>	<u>408, 000</u>	
41	241, 800	267, 600	<u>298, 000</u>	<u>324, 000</u>	<u>370, 800</u>	<u>408, 300</u>	
42	242, 400	268, 400	<u>299, 200</u>	<u>325, 200</u>	<u>371, 800</u>	<u>408, 600</u>	
43	243, 000	269, 200	<u>300, 300</u>	<u>326, 400</u>	<u>372, 800</u>	<u>408, 900</u>	
44	243, 500	270, 000	<u>301, 400</u>	<u>327, 600</u>	<u>373, 700</u>	<u>409, 200</u>	
45	244, 000	270, 700	<u>302, 500</u>	<u>328, 700</u>	<u>374, 500</u>	<u>409, 400</u>	
46	244, 600	271, 500	<u>303, 600</u>	<u>329, 700</u>	<u>375, 300</u>	<u>409, 700</u>	
47	245, 100	272, 300	<u>304, 700</u>	<u>330, 700</u>	<u>376, 200</u>	<u>410, 000</u>	
48	245, 500	273, 100	<u>305, 800</u>	<u>331, 600</u>	<u>377, 000</u>	<u>410, 300</u>	
49	245, 900	273, 800	<u>306, 900</u>	<u>332, 500</u>	<u>377, 500</u>	<u>410, 500</u>	
50	246, 400	274, 600	<u>308, 000</u>	<u>333, 500</u>	<u>378, 300</u>	<u>410, 800</u>	
51	246, 900	275, 300	<u>309, 100</u>	<u>334, 500</u>	<u>379, 100</u>	<u>411, 100</u>	
52	247, 400	276, 000	<u>310, 200</u>	<u>335, 400</u>	<u>379, 900</u>	<u>411, 400</u>	
53	247, 700	276, 700	<u>311, 200</u>	<u>335, 900</u>	<u>380, 300</u>	<u>411, 600</u>	
54	248, 000	277, 400	<u>312, 200</u>	<u>336, 800</u>	<u>381, 000</u>	<u>411, 900</u>	
55	248, 300	278, 100	<u>313, 200</u>	<u>337, 500</u>	<u>381, 700</u>	<u>412, 200</u>	

56	248, 600	278, 800	<u>314, 200</u>	<u>338, 400</u>	<u>382, 300</u>	<u>412, 500</u>
57	248, 900	279, 500	<u>315, 200</u>	<u>339, 100</u>	<u>382, 700</u>	<u>412, 700</u>
58	249, 200	280, 200	<u>316, 200</u>	<u>339, 400</u>	<u>383, 200</u>	<u>413, 000</u>
59	249, 500	280, 900	<u>317, 200</u>	<u>339, 900</u>	<u>383, 800</u>	<u>413, 300</u>
60	249, 800	281, 500	<u>318, 100</u>	<u>340, 500</u>	<u>384, 400</u>	<u>413, 600</u>
61	250, 100	282, 100	<u>319, 000</u>	<u>341, 100</u>	<u>384, 800</u>	<u>413, 800</u>
62	250, 400	282, 800	<u>319, 800</u>	<u>341, 800</u>	<u>385, 300</u>	
63	250, 700	283, 500	<u>320, 500</u>	<u>342, 500</u>	<u>385, 800</u>	
64	251, 000	284, 100	<u>321, 200</u>	<u>343, 100</u>	<u>386, 300</u>	
65	251, 300	284, 700	<u>321, 800</u>	<u>343, 800</u>	<u>386, 900</u>	
66	251, 600	285, 400	<u>322, 500</u>	<u>344, 300</u>	<u>387, 400</u>	
67	251, 900	286, 100	<u>323, 100</u>	<u>344, 900</u>	<u>388, 000</u>	
68	252, 200	286, 700	<u>323, 700</u>	<u>345, 500</u>	<u>388, 600</u>	
69	252, 500	287, 300	<u>324, 300</u>	<u>345, 800</u>	<u>389, 100</u>	
70	252, 800	288, 000	<u>324, 500</u>	<u>346, 400</u>	<u>389, 600</u>	
71	253, 100	288, 700	<u>325, 000</u>	<u>346, 900</u>	<u>390, 100</u>	
72	253, 300	289, 300	<u>325, 500</u>	<u>347, 400</u>	<u>390, 600</u>	
73	253, 500	289, 900	<u>326, 100</u>	<u>347, 900</u>	<u>390, 900</u>	
74	253, 800	290, 400	<u>326, 600</u>	<u>348, 400</u>	<u>391, 400</u>	
75	254, 100	290, 800	<u>327, 100</u>	<u>348, 900</u>	<u>391, 800</u>	
76	254, 300	291, 200	<u>327, 500</u>	<u>349, 300</u>	<u>392, 200</u>	

77	254, 500	291, 600	<u>328, 100</u>	<u>349, 600</u>	<u>392, 600</u>		
78	254, 800	291, 900	<u>328, 600</u>	<u>349, 900</u>	<u>393, 100</u>		
79	255, 100	292, 200	<u>329, 000</u>	<u>350, 100</u>	<u>393, 600</u>		
80	255, 300	292, 500	<u>329, 500</u>	<u>350, 400</u>	<u>394, 100</u>		
81	255, 500	292, 800	<u>330, 000</u>	<u>350, 900</u>	<u>394, 400</u>		
82	255, 800	293, 100	<u>330, 400</u>	<u>351, 200</u>	<u>394, 900</u>		
83	256, 100	293, 400	<u>330, 600</u>	<u>351, 500</u>	<u>395, 300</u>		
84	256, 300	293, 700	<u>330, 900</u>	<u>351, 800</u>	<u>395, 700</u>		
85	256, 500	293, 900	<u>331, 300</u>	<u>352, 200</u>	<u>396, 100</u>		
86		294, 100	<u>331, 700</u>	<u>352, 500</u>			
87		294, 300	<u>332, 000</u>	<u>352, 800</u>			
88		294, 500	<u>332, 300</u>	<u>353, 100</u>			
89		294, 900	<u>332, 600</u>	<u>353, 500</u>			
90		295, 100	<u>332, 800</u>	<u>353, 800</u>			
91		295, 300	<u>333, 200</u>	<u>354, 100</u>			
92		295, 500	<u>333, 500</u>	<u>354, 400</u>			
93		295, 900	<u>333, 700</u>	<u>354, 700</u>			
94		296, 100	<u>334, 000</u>	<u>355, 100</u>			
95		296, 300	<u>334, 300</u>	<u>355, 500</u>			
96		296, 600	<u>334, 600</u>	<u>355, 900</u>			
97		296, 900	<u>334, 800</u>	<u>356, 400</u>			

	98		297, 100	<u>335, 100</u>	<u>356, 800</u>			
	99		297, 300	<u>335, 400</u>	<u>357, 200</u>			
	100		297, 600	<u>335, 600</u>	<u>357, 600</u>			
	101		297, 900	<u>335, 800</u>	<u>358, 100</u>			
	102		298, 100	<u>336, 000</u>	<u>358, 500</u>			
	103		298, 300	<u>336, 400</u>	<u>358, 900</u>			
	104		298, 600	<u>336, 600</u>	<u>359, 300</u>			
	105		298, 900	<u>336, 800</u>	<u>359, 800</u>			
	106			<u>337, 200</u>	<u>360, 200</u>			
	107			<u>337, 600</u>	<u>360, 600</u>			
	108			<u>338, 000</u>	<u>361, 000</u>			
	109			<u>338, 200</u>	<u>361, 500</u>			
定年前再任 用短時間勤 務職員	基準給 料月額		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
	円 193, 000		円 219, 600	円 248, 100	円 261, 700	円 287, 300	円 328, 400	円 371, 000

現行

職員 の 区 分	職務の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外		円	円	円	円	円	円	円
	1	188,600	227,400	<u>258,500</u>	<u>278,600</u>	<u>303,500</u>	<u>341,100</u>	<u>379,500</u>
	2	190,700	228,700	<u>259,700</u>	<u>279,400</u>	<u>305,000</u>	<u>342,800</u>	<u>381,800</u>
	3	192,800	230,000	<u>260,800</u>	<u>280,200</u>	<u>306,500</u>	<u>344,500</u>	<u>384,100</u>
	4	194,900	231,300	<u>261,900</u>	<u>281,000</u>	<u>308,000</u>	<u>346,100</u>	<u>386,400</u>
	5	196,900	232,500	<u>263,000</u>	<u>281,800</u>	<u>309,500</u>	<u>347,700</u>	<u>388,700</u>
	6	198,900	233,600	<u>263,800</u>	<u>282,600</u>	<u>310,900</u>	<u>349,400</u>	<u>391,300</u>
	7	200,900	234,600	<u>264,600</u>	<u>283,400</u>	<u>312,300</u>	<u>351,000</u>	<u>393,900</u>
	8	202,700	235,600	<u>265,400</u>	<u>284,100</u>	<u>313,700</u>	<u>352,600</u>	<u>396,500</u>
	9	204,500	236,700	<u>266,200</u>	<u>284,800</u>	<u>315,000</u>	<u>354,200</u>	<u>398,600</u>
	10	206,400	237,900	<u>267,000</u>	<u>285,500</u>	<u>316,400</u>	<u>355,900</u>	<u>400,800</u>
	11	208,300	239,200	<u>267,800</u>	<u>286,200</u>	<u>317,800</u>	<u>357,600</u>	<u>403,000</u>
	12	210,400	240,500	<u>268,600</u>	<u>287,000</u>	<u>319,200</u>	<u>359,200</u>	<u>405,200</u>
	13	212,100	241,800	<u>269,400</u>	<u>287,800</u>	<u>320,600</u>	<u>360,700</u>	<u>407,200</u>
	14	214,100	243,100	<u>270,200</u>	<u>288,600</u>	<u>322,200</u>	<u>362,400</u>	<u>409,200</u>

の 職 員	15	216,300	244,400	<u>271,000</u>	<u>289,400</u>	<u>323,700</u>	<u>364,000</u>	<u>411,200</u>
	16	218,400	245,600	<u>271,800</u>	<u>290,100</u>	<u>325,200</u>	<u>365,600</u>	<u>413,200</u>
	17	220,500	246,800	<u>272,600</u>	<u>290,800</u>	<u>326,700</u>	<u>367,200</u>	<u>415,000</u>
	18	221,600	248,000	<u>273,400</u>	<u>291,900</u>	<u>328,300</u>	<u>368,800</u>	<u>416,900</u>
	19	222,700	249,200	<u>274,200</u>	<u>293,000</u>	<u>329,800</u>	<u>370,400</u>	<u>418,800</u>
	20	223,800	250,400	<u>275,000</u>	<u>294,200</u>	<u>331,300</u>	<u>372,000</u>	<u>420,600</u>
	21	224,900	251,500	<u>275,800</u>	<u>295,400</u>	<u>332,800</u>	<u>373,600</u>	<u>422,400</u>
	22	225,800	252,400	<u>276,600</u>	<u>296,600</u>	<u>334,400</u>	<u>375,600</u>	<u>424,000</u>
	23	226,700	253,200	<u>277,400</u>	<u>297,800</u>	<u>335,900</u>	<u>377,600</u>	<u>425,600</u>
	24	227,600	254,000	<u>278,200</u>	<u>299,000</u>	<u>337,400</u>	<u>379,600</u>	<u>427,100</u>
	25	228,500	254,800	<u>279,000</u>	<u>300,200</u>	<u>338,900</u>	<u>381,000</u>	<u>428,600</u>
	26	229,400	255,600	<u>279,900</u>	<u>301,400</u>	<u>340,500</u>	<u>382,700</u>	<u>429,900</u>
	27	230,300	256,400	<u>280,800</u>	<u>302,600</u>	<u>342,100</u>	<u>384,400</u>	<u>431,200</u>
	28	231,200	257,200	<u>281,600</u>	<u>303,800</u>	<u>343,600</u>	<u>386,100</u>	<u>432,500</u>
	29	232,100	258,000	<u>282,400</u>	<u>305,000</u>	<u>344,900</u>	<u>387,800</u>	<u>433,800</u>
	30	233,000	258,800	<u>283,300</u>	<u>306,200</u>	<u>346,400</u>	<u>389,300</u>	<u>435,000</u>
	31	233,900	259,600	<u>284,200</u>	<u>307,300</u>	<u>347,900</u>	<u>390,800</u>	<u>436,200</u>
	32	234,800	260,400	<u>285,000</u>	<u>308,500</u>	<u>349,400</u>	<u>392,300</u>	<u>437,300</u>
	33	235,600	261,200	<u>285,800</u>	<u>309,800</u>	<u>350,900</u>	<u>393,600</u>	<u>438,500</u>
	34	236,400	262,000	<u>286,900</u>	<u>311,000</u>	<u>352,400</u>	<u>394,900</u>	<u>439,600</u>
	35	237,200	262,700	<u>287,900</u>	<u>312,200</u>	<u>353,900</u>	<u>396,200</u>	<u>440,800</u>

36	238, 000	263, 500	<u>288, 900</u>	<u>313, 400</u>	<u>355, 300</u>	<u>397, 300</u>	<u>442, 000</u>
37	238, 800	264, 400	<u>289, 900</u>	<u>314, 600</u>	<u>356, 700</u>	<u>398, 400</u>	<u>443, 100</u>
38	239, 600	265, 200	<u>291, 000</u>	<u>315, 700</u>	<u>358, 300</u>	<u>399, 500</u>	<u>443, 900</u>
39	240, 400	266, 000	<u>292, 000</u>	<u>316, 900</u>	<u>359, 800</u>	<u>400, 600</u>	<u>444, 300</u>
40	241, 200	266, 800	<u>293, 000</u>	<u>318, 100</u>	<u>361, 300</u>	<u>401, 700</u>	<u>445, 000</u>
41	241, 800	267, 600	<u>294, 000</u>	<u>319, 300</u>	<u>362, 500</u>	<u>402, 500</u>	<u>445, 500</u>
42	242, 400	268, 400	<u>295, 000</u>	<u>320, 600</u>	<u>363, 600</u>	<u>403, 300</u>	<u>445, 900</u>
43	243, 000	269, 200	<u>296, 000</u>	<u>321, 900</u>	<u>364, 800</u>	<u>404, 100</u>	<u>446, 300</u>
44	243, 500	270, 000	<u>297, 000</u>	<u>323, 100</u>	<u>365, 900</u>	<u>404, 900</u>	<u>446, 700</u>
45	244, 000	270, 700	<u>298, 000</u>	<u>324, 000</u>	<u>366, 900</u>	<u>405, 300</u>	<u>447, 100</u>
46	244, 600	271, 500	<u>299, 200</u>	<u>325, 200</u>	<u>367, 700</u>	<u>405, 900</u>	<u>447, 500</u>
47	245, 100	272, 300	<u>300, 300</u>	<u>326, 400</u>	<u>368, 700</u>	<u>406, 400</u>	<u>447, 900</u>
48	245, 500	273, 100	<u>301, 400</u>	<u>327, 600</u>	<u>369, 800</u>	<u>406, 800</u>	<u>448, 200</u>
49	245, 900	273, 800	<u>302, 500</u>	<u>328, 700</u>	<u>370, 800</u>	<u>407, 200</u>	<u>448, 500</u>
50	246, 400	274, 600	<u>303, 600</u>	<u>329, 700</u>	<u>371, 800</u>	<u>407, 400</u>	<u>448, 900</u>
51	246, 900	275, 300	<u>304, 700</u>	<u>330, 700</u>	<u>372, 800</u>	<u>407, 700</u>	<u>449, 200</u>
52	247, 400	276, 000	<u>305, 800</u>	<u>331, 600</u>	<u>373, 700</u>	<u>408, 000</u>	<u>449, 500</u>
53	247, 700	276, 700	<u>306, 900</u>	<u>332, 500</u>	<u>374, 500</u>	<u>408, 300</u>	<u>449, 800</u>
54	248, 000	277, 400	<u>308, 000</u>	<u>333, 500</u>	<u>375, 300</u>	<u>408, 600</u>	
55	248, 300	278, 100	<u>309, 100</u>	<u>334, 500</u>	<u>376, 200</u>	<u>408, 900</u>	
56	248, 600	278, 800	<u>310, 200</u>	<u>335, 400</u>	<u>377, 000</u>	<u>409, 200</u>	

57	248,900	279,500	<u>311,200</u>	<u>335,900</u>	<u>377,500</u>	<u>409,400</u>
58	249,200	280,200	<u>312,200</u>	<u>336,800</u>	<u>378,300</u>	<u>409,700</u>
59	249,500	280,900	<u>313,200</u>	<u>337,500</u>	<u>379,100</u>	<u>410,000</u>
60	249,800	281,500	<u>314,200</u>	<u>338,400</u>	<u>379,900</u>	<u>410,300</u>
61	250,100	282,100	<u>315,200</u>	<u>339,100</u>	<u>380,300</u>	<u>410,500</u>
62	250,400	282,800	<u>316,200</u>	<u>339,400</u>	<u>381,000</u>	<u>410,800</u>
63	250,700	283,500	<u>317,200</u>	<u>339,900</u>	<u>381,700</u>	<u>411,100</u>
64	251,000	284,100	<u>318,100</u>	<u>340,500</u>	<u>382,300</u>	<u>411,400</u>
65	251,300	284,700	<u>319,000</u>	<u>341,100</u>	<u>382,700</u>	<u>411,600</u>
66	251,600	285,400	<u>319,800</u>	<u>341,800</u>	<u>383,200</u>	
67	251,900	286,100	<u>320,500</u>	<u>342,500</u>	<u>383,800</u>	
68	252,200	286,700	<u>321,200</u>	<u>343,100</u>	<u>384,400</u>	
69	252,500	287,300	<u>321,800</u>	<u>343,800</u>	<u>384,800</u>	
70	252,800	288,000	<u>322,500</u>	<u>344,300</u>	<u>385,300</u>	
71	253,100	288,700	<u>323,100</u>	<u>344,900</u>	<u>385,800</u>	
72	253,300	289,300	<u>323,700</u>	<u>345,500</u>	<u>386,300</u>	
73	253,500	289,900	<u>324,300</u>	<u>345,800</u>	<u>386,900</u>	
74	253,800	290,400	<u>324,500</u>	<u>346,400</u>	<u>387,400</u>	
75	254,100	290,800	<u>325,000</u>	<u>346,900</u>	<u>388,000</u>	
76	254,300	291,200	<u>325,500</u>	<u>347,400</u>	<u>388,600</u>	
77	254,500	291,600	<u>326,100</u>	<u>347,900</u>	<u>389,100</u>	

78	254, 800	291, 900	<u>326, 600</u>	<u>348, 400</u>	<u>389, 600</u>		
79	255, 100	292, 200	<u>327, 100</u>	<u>348, 900</u>	<u>390, 100</u>		
80	255, 300	292, 500	<u>327, 500</u>	<u>349, 300</u>	<u>390, 600</u>		
81	255, 500	292, 800	<u>328, 100</u>	<u>349, 600</u>	<u>390, 900</u>		
82	255, 800	293, 100	<u>328, 600</u>	<u>349, 900</u>	<u>391, 400</u>		
83	256, 100	293, 400	<u>329, 000</u>	<u>350, 100</u>	<u>391, 800</u>		
84	256, 300	293, 700	<u>329, 500</u>	<u>350, 400</u>	<u>392, 200</u>		
85	256, 500	293, 900	<u>330, 000</u>	<u>350, 900</u>	<u>392, 600</u>		
86		294, 100	<u>330, 400</u>	<u>351, 200</u>			
87		294, 300	<u>330, 600</u>	<u>351, 500</u>			
88		294, 500	<u>330, 900</u>	<u>351, 800</u>			
89		294, 900	<u>331, 300</u>	<u>352, 200</u>			
90		295, 100	<u>331, 700</u>	<u>352, 500</u>			
91		295, 300	<u>332, 000</u>	<u>352, 800</u>			
92		295, 500	<u>332, 300</u>	<u>353, 100</u>			
93		295, 900	<u>332, 600</u>	<u>353, 500</u>			
94		296, 100	<u>332, 800</u>	<u>353, 800</u>			
95		296, 300	<u>333, 200</u>	<u>354, 100</u>			
96		296, 600	<u>333, 500</u>	<u>354, 400</u>			
97		296, 900	<u>333, 700</u>	<u>354, 700</u>			
98		297, 100	<u>334, 000</u>	<u>355, 100</u>			

	99		297, 300	<u>334, 300</u>	<u>355, 500</u>			
	100		297, 600	<u>334, 600</u>	<u>355, 900</u>			
	101		297, 900	<u>334, 800</u>	<u>356, 400</u>			
	102		298, 100	<u>335, 100</u>	<u>356, 800</u>			
	103		298, 300	<u>335, 400</u>	<u>357, 200</u>			
	104		298, 600	<u>335, 600</u>	<u>357, 600</u>			
	105		298, 900	<u>335, 800</u>	<u>358, 100</u>			
	106			<u>336, 000</u>	<u>358, 500</u>			
	107			<u>336, 400</u>	<u>358, 900</u>			
	108			<u>336, 600</u>	<u>359, 300</u>			
	109			<u>336, 800</u>	<u>359, 800</u>			
	110			<u>337, 200</u>	<u>360, 200</u>			
	111			<u>337, 600</u>	<u>360, 600</u>			
	112			<u>338, 000</u>	<u>361, 000</u>			
	113			<u>338, 200</u>	<u>361, 500</u>			
定年前再任 用短時間勤 務職員	基準給 料月額		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
	円 193, 000		円 219, 600	円 248, 100	円 261, 700	円 287, 300	円 328, 400	円 371, 000

【別記4】

改正後（案）

職員 の 区 分	職務の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以		円	円	円	円	円	円	円
	1	207,700	240,600	<u>281,800</u>	<u>295,200</u>	<u>319,300</u>	<u>362,000</u>	<u>416,300</u>
	2	209,600	242,800	<u>282,300</u>	<u>295,800</u>	<u>320,300</u>	<u>363,700</u>	<u>418,500</u>
	3	211,400	245,000	<u>282,800</u>	<u>296,400</u>	<u>321,300</u>	<u>365,400</u>	<u>420,700</u>
	4	213,100	247,200	<u>283,300</u>	<u>296,900</u>	<u>322,300</u>	<u>367,100</u>	<u>422,800</u>
	5	214,800	249,400	<u>283,800</u>	<u>297,400</u>	<u>323,300</u>	<u>368,900</u>	<u>424,700</u>
	6	216,700	250,400	<u>284,300</u>	<u>298,000</u>	<u>324,500</u>	<u>370,900</u>	<u>426,600</u>
	7	218,500	251,300	<u>284,800</u>	<u>298,600</u>	<u>325,700</u>	<u>372,900</u>	<u>428,400</u>
	8	220,200	252,200	<u>285,300</u>	<u>299,100</u>	<u>326,900</u>	<u>374,900</u>	<u>430,300</u>
	9	221,900	253,100	<u>285,800</u>	<u>299,600</u>	<u>328,000</u>	<u>376,600</u>	<u>432,000</u>
	10	223,900	254,300	<u>286,300</u>	<u>300,200</u>	<u>329,200</u>	<u>378,700</u>	<u>433,600</u>
	11	225,800	255,400	<u>286,800</u>	<u>300,800</u>	<u>330,300</u>	<u>380,800</u>	<u>435,300</u>
	12	227,700	256,300	<u>287,300</u>	<u>301,300</u>	<u>331,400</u>	<u>382,800</u>	<u>436,900</u>
	13	229,600	257,100	<u>287,800</u>	<u>301,800</u>	<u>332,500</u>	<u>384,700</u>	<u>438,200</u>

外 の 職 員	14	231, 600	257, 800	<u>288, 300</u>	<u>302, 500</u>	<u>333, 700</u>	<u>386, 300</u>	<u>439, 500</u>
	15	233, 600	258, 500	<u>288, 800</u>	<u>303, 200</u>	<u>334, 800</u>	<u>388, 100</u>	<u>441, 100</u>
	16	235, 600	259, 400	<u>289, 300</u>	<u>303, 900</u>	<u>335, 900</u>	<u>389, 900</u>	<u>442, 600</u>
	17	237, 600	260, 500	<u>289, 800</u>	<u>304, 600</u>	<u>337, 000</u>	<u>391, 600</u>	<u>444, 300</u>
	18	239, 600	261, 600	<u>290, 300</u>	<u>305, 500</u>	<u>338, 200</u>	<u>393, 300</u>	<u>445, 900</u>
	19	241, 700	262, 700	<u>290, 800</u>	<u>306, 400</u>	<u>339, 300</u>	<u>395, 200</u>	<u>447, 300</u>
	20	243, 700	263, 800	<u>291, 300</u>	<u>307, 300</u>	<u>340, 400</u>	<u>396, 900</u>	<u>448, 700</u>
	21	245, 600	264, 900	<u>291, 800</u>	<u>308, 100</u>	<u>341, 500</u>	<u>398, 600</u>	<u>449, 800</u>
	22	246, 800	266, 000	<u>292, 300</u>	<u>309, 000</u>	<u>342, 700</u>	<u>400, 300</u>	<u>451, 100</u>
	23	248, 000	267, 100	<u>292, 800</u>	<u>309, 900</u>	<u>343, 800</u>	<u>402, 100</u>	<u>452, 400</u>
	24	249, 100	268, 200	<u>293, 300</u>	<u>310, 800</u>	<u>344, 900</u>	<u>403, 800</u>	<u>453, 800</u>
	25	250, 200	269, 200	<u>293, 800</u>	<u>311, 600</u>	<u>346, 000</u>	<u>405, 400</u>	<u>454, 800</u>
	26	251, 100	270, 300	<u>294, 400</u>	<u>312, 500</u>	<u>347, 300</u>	<u>407, 100</u>	<u>455, 500</u>
	27	252, 000	271, 400	<u>295, 200</u>	<u>313, 400</u>	<u>348, 600</u>	<u>408, 900</u>	<u>456, 300</u>
	28	252, 900	272, 400	<u>296, 000</u>	<u>314, 300</u>	<u>349, 900</u>	<u>410, 700</u>	<u>456, 900</u>
	29	253, 700	273, 400	<u>296, 700</u>	<u>315, 100</u>	<u>351, 100</u>	<u>412, 200</u>	<u>457, 800</u>
	30	254, 500	274, 100	<u>297, 500</u>	<u>316, 200</u>	<u>352, 600</u>	<u>413, 700</u>	<u>458, 500</u>
	31	255, 200	274, 800	<u>298, 300</u>	<u>317, 300</u>	<u>354, 100</u>	<u>415, 200</u>	<u>459, 300</u>
	32	255, 900	275, 500	<u>299, 100</u>	<u>318, 400</u>	<u>355, 600</u>	<u>416, 500</u>	<u>460, 100</u>
	33	256, 700	276, 200	<u>299, 800</u>	<u>319, 500</u>	<u>356, 800</u>	<u>417, 600</u>	<u>460, 800</u>
	34	257, 500	276, 800	<u>300, 600</u>	<u>320, 600</u>	<u>358, 300</u>	<u>418, 700</u>	<u>461, 500</u>

35	258, 300	277, 300	<u>301, 400</u>	<u>321, 700</u>	<u>359, 700</u>	<u>419, 800</u>	<u>462, 200</u>
36	259, 000	277, 800	<u>302, 100</u>	<u>322, 800</u>	<u>361, 100</u>	<u>421, 000</u>	<u>463, 000</u>
37	259, 700	278, 300	<u>302, 900</u>	<u>323, 900</u>	<u>362, 500</u>	<u>422, 300</u>	<u>463, 800</u>
38	260, 600	278, 900	<u>303, 700</u>	<u>325, 100</u>	<u>363, 500</u>	<u>423, 400</u>	<u>464, 600</u>
39	261, 500	279, 400	<u>304, 500</u>	<u>326, 200</u>	<u>364, 900</u>	<u>424, 600</u>	<u>465, 300</u>
40	262, 300	279, 900	<u>305, 300</u>	<u>327, 300</u>	<u>366, 200</u>	<u>425, 700</u>	<u>466, 000</u>
41	263, 100	280, 300	<u>306, 000</u>	<u>328, 100</u>	<u>367, 500</u>	<u>426, 900</u>	<u>466, 800</u>
42	264, 000	280, 800	<u>307, 000</u>	<u>329, 200</u>	<u>368, 900</u>	<u>427, 900</u>	
43	264, 800	281, 300	<u>308, 000</u>	<u>330, 300</u>	<u>370, 200</u>	<u>429, 000</u>	
44	265, 600	281, 800	<u>308, 900</u>	<u>331, 300</u>	<u>371, 500</u>	<u>430, 100</u>	
45	266, 400	282, 300	<u>309, 800</u>	<u>332, 300</u>	<u>373, 000</u>	<u>431, 100</u>	
46	267, 100	282, 800	<u>310, 800</u>	<u>333, 300</u>	<u>374, 200</u>	<u>431, 600</u>	
47	267, 800	283, 300	<u>311, 800</u>	<u>334, 300</u>	<u>375, 300</u>	<u>432, 200</u>	
48	268, 400	283, 800	<u>312, 700</u>	<u>335, 300</u>	<u>376, 500</u>	<u>432, 600</u>	
49	269, 000	284, 300	<u>313, 600</u>	<u>336, 500</u>	<u>377, 600</u>	<u>433, 200</u>	
50	269, 500	284, 800	<u>314, 600</u>	<u>337, 800</u>	<u>378, 500</u>	<u>433, 700</u>	
51	270, 000	285, 300	<u>315, 600</u>	<u>339, 000</u>	<u>379, 500</u>	<u>434, 100</u>	
52	270, 400	285, 800	<u>316, 600</u>	<u>340, 200</u>	<u>380, 400</u>	<u>434, 600</u>	
53	270, 800	286, 300	<u>317, 400</u>	<u>341, 100</u>	<u>381, 000</u>	<u>435, 100</u>	
54	271, 300	286, 800	<u>318, 400</u>	<u>342, 300</u>	<u>381, 800</u>	<u>435, 500</u>	
55	271, 800	287, 300	<u>319, 400</u>	<u>343, 400</u>	<u>382, 600</u>	<u>435, 800</u>	

56	272, 200	287, 800	<u>320, 300</u>	<u>344, 700</u>	<u>383, 400</u>	<u>436, 100</u>
57	272, 600	288, 300	<u>321, 200</u>	<u>345, 700</u>	<u>384, 100</u>	<u>436, 500</u>
58	273, 000	289, 100	<u>322, 200</u>	<u>346, 600</u>	<u>384, 800</u>	<u>437, 000</u>
59	273, 400	289, 900	<u>323, 200</u>	<u>347, 700</u>	<u>385, 500</u>	<u>437, 600</u>
60	273, 800	290, 600	<u>324, 100</u>	<u>348, 900</u>	<u>386, 100</u>	<u>438, 000</u>
61	274, 200	291, 300	<u>325, 000</u>	<u>350, 000</u>	<u>386, 700</u>	<u>438, 600</u>
62	274, 600	292, 200	<u>326, 200</u>	<u>351, 200</u>	<u>387, 300</u>	<u>439, 100</u>
63	275, 000	293, 100	<u>327, 400</u>	<u>352, 400</u>	<u>388, 000</u>	<u>439, 500</u>
64	275, 400	293, 900	<u>328, 600</u>	<u>353, 400</u>	<u>388, 600</u>	<u>440, 000</u>
65	275, 800	294, 700	<u>329, 300</u>	<u>354, 400</u>	<u>389, 300</u>	<u>440, 500</u>
66	276, 200	295, 600	<u>330, 400</u>	<u>355, 400</u>	<u>389, 800</u>	
67	276, 600	296, 400	<u>331, 500</u>	<u>356, 500</u>	<u>390, 400</u>	
68	277, 000	297, 200	<u>332, 400</u>	<u>357, 600</u>	<u>390, 900</u>	
69	277, 400	298, 000	<u>333, 500</u>	<u>358, 400</u>	<u>391, 300</u>	
70	277, 900	298, 900	<u>334, 200</u>	<u>359, 500</u>	<u>391, 900</u>	
71	278, 400	299, 800	<u>335, 300</u>	<u>360, 600</u>	<u>392, 400</u>	
72	278, 800	300, 700	<u>336, 400</u>	<u>361, 600</u>	<u>392, 700</u>	
73	279, 200	301, 600	<u>337, 500</u>	<u>362, 300</u>	<u>393, 000</u>	
74	279, 800	302, 500	<u>338, 700</u>	<u>363, 100</u>	<u>393, 500</u>	
75	280, 400	303, 400	<u>339, 800</u>	<u>363, 900</u>	<u>393, 900</u>	
76	280, 900	304, 300	<u>340, 900</u>	<u>364, 600</u>	<u>394, 200</u>	

77	281, 400	305, 100	<u>342, 000</u>	<u>365, 200</u>	<u>394, 500</u>		
78	282, 000	306, 100	<u>343, 100</u>	<u>365, 700</u>	<u>395, 000</u>		
79	282, 600	307, 100	<u>344, 100</u>	<u>366, 200</u>	<u>395, 500</u>		
80	283, 100	308, 000	<u>345, 200</u>	<u>366, 700</u>	<u>395, 900</u>		
81	283, 600	308, 500	<u>346, 100</u>	<u>367, 300</u>	<u>396, 200</u>		
82	284, 100	309, 400	<u>347, 100</u>	<u>367, 800</u>	<u>396, 600</u>		
83	284, 600	310, 300	<u>348, 000</u>	<u>368, 300</u>	<u>397, 100</u>		
84	285, 100	311, 100	<u>349, 000</u>	<u>368, 800</u>	<u>397, 500</u>		
85	285, 600	311, 900	<u>349, 900</u>	<u>369, 200</u>	<u>397, 900</u>		
86	286, 100	312, 900	<u>350, 700</u>	<u>369, 600</u>	<u>398, 400</u>		
87	286, 600	313, 900	<u>351, 500</u>	<u>370, 200</u>	<u>398, 900</u>		
88	287, 100	314, 900	<u>352, 300</u>	<u>370, 700</u>	<u>399, 300</u>		
89	287, 600	315, 800	<u>352, 900</u>	<u>371, 000</u>	<u>399, 600</u>		
90	288, 100	316, 900	<u>353, 500</u>	<u>371, 500</u>	<u>400, 000</u>		
91	288, 600	317, 900	<u>354, 100</u>	<u>371, 900</u>	<u>400, 500</u>		
92	289, 100	318, 900	<u>354, 700</u>	<u>372, 200</u>	<u>400, 900</u>		
93	289, 600	319, 700	<u>355, 100</u>	<u>372, 800</u>	<u>401, 300</u>		
94	290, 200	320, 400	<u>355, 500</u>	<u>373, 300</u>			
95	290, 800	321, 100	<u>356, 000</u>	<u>373, 800</u>			
96	291, 400	321, 700	<u>356, 400</u>	<u>374, 300</u>			
97	292, 000	322, 200	<u>356, 900</u>	<u>374, 900</u>			

98	292, 500	322, 500	<u>357, 300</u>	<u>375, 400</u>				
99	293, 000	323, 100	<u>357, 800</u>	<u>375, 900</u>				
100	293, 500	323, 700	<u>358, 200</u>	<u>376, 300</u>				
101	294, 000	324, 100	<u>358, 500</u>	<u>376, 900</u>				
102	294, 500	324, 700	<u>359, 000</u>	<u>377, 400</u>				
103	295, 000	325, 300	<u>359, 400</u>	<u>377, 900</u>				
104	295, 400	325, 800	<u>359, 700</u>	<u>378, 400</u>				
105	295, 800	326, 200	<u>360, 100</u>	<u>379, 000</u>				
106	296, 300	326, 700	<u>360, 600</u>	<u>379, 400</u>				
107	296, 800	327, 200	<u>361, 100</u>	<u>379, 900</u>				
108	297, 100	327, 700	<u>361, 600</u>	<u>380, 400</u>				
109	297, 300	328, 100	<u>362, 100</u>	<u>381, 000</u>				
110	297, 600	328, 500	<u>362, 600</u>	<u>381, 400</u>				
111	297, 800	328, 800	<u>363, 100</u>	<u>381, 900</u>				
112	298, 100	329, 100	<u>363, 500</u>	<u>382, 400</u>				
113	298, 400	329, 400	<u>363, 900</u>	<u>383, 000</u>				
114	298, 600	329, 800	<u>364, 300</u>	<u>383, 400</u>				
115	298, 900	330, 100	<u>364, 800</u>	<u>383, 900</u>				
116	299, 100	330, 400	<u>365, 300</u>	<u>384, 400</u>				
117	299, 400	330, 600	<u>365, 700</u>	<u>385, 000</u>				
118	299, 700	330, 900	<u>366, 200</u>					

119	300, 000	331, 200	<u>366, 700</u>					
120	300, 300	331, 400	<u>367, 200</u>					
121	300, 600	331, 600	<u>367, 500</u>					
122	301, 000	331, 900						
123	301, 300	332, 200						
124	301, 600	332, 500						
125	301, 800	332, 700						
126	302, 000	333, 000						
127	302, 300	333, 400						
128	302, 700	333, 600						
129	302, 900	333, 800						
130	303, 200	334, 000						
131	303, 600	334, 400						
132	304, 000	334, 600						
133	304, 200	334, 900						
134	304, 500	335, 300						
135	304, 800	335, 700						
136	305, 100	336, 100						
137	305, 300	336, 400						
138	305, 600	336, 800						
139	305, 900	337, 200						

140	306, 200	337, 600					
141	306, 400	337, 900					
142	306, 800	338, 300					
143	307, 200	338, 600					
144	307, 500	339, 000					
145	307, 700	339, 300					
146	307, 900	339, 700					
147	308, 200	340, 100					
148	308, 600	340, 500					
149	308, 800	340, 800					
150	309, 000	341, 200					
151	309, 300	341, 600					
152	309, 600	342, 000					
153	310, 000	342, 300					
154	310, 200						
155	310, 400						
156	310, 700						
157	311, 000						
158	311, 300						
159	311, 600						
160	311, 900						

	161	312, 300						
	162	312, 600						
	163	312, 900						
	164	313, 200						
	165	313, 600						
	166	313, 900						
	167	314, 200						
	168	314, 500						
	169	314, 900						
定年前再任 用短時間勤 務職員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		円 239, 700	円 260, 200	円 267, 500	円 277, 900	円 294, 300	円 331, 900	円 376, 600

現行

職員 の 区 分	職務の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外		円	円	円	円	円	円	円
	1	207,700	240,600	<u>277,600</u>	<u>293,000</u>	<u>310,300</u>	<u>342,200</u>	<u>381,000</u>
	2	209,600	242,800	<u>278,700</u>	<u>293,600</u>	<u>311,500</u>	<u>343,900</u>	<u>383,600</u>
	3	211,400	245,000	<u>279,800</u>	<u>294,200</u>	<u>312,700</u>	<u>345,600</u>	<u>386,300</u>
	4	213,100	247,200	<u>280,800</u>	<u>294,700</u>	<u>313,800</u>	<u>347,300</u>	<u>388,900</u>
	5	214,800	249,400	<u>281,800</u>	<u>295,200</u>	<u>314,900</u>	<u>349,000</u>	<u>391,100</u>
	6	216,700	250,400	<u>282,300</u>	<u>295,800</u>	<u>316,000</u>	<u>350,700</u>	<u>393,300</u>
	7	218,500	251,300	<u>282,800</u>	<u>296,400</u>	<u>317,100</u>	<u>352,400</u>	<u>395,600</u>
	8	220,200	252,200	<u>283,300</u>	<u>296,900</u>	<u>318,200</u>	<u>354,000</u>	<u>397,900</u>
	9	221,900	253,100	<u>283,800</u>	<u>297,400</u>	<u>319,300</u>	<u>355,500</u>	<u>399,800</u>
	10	223,900	254,300	<u>284,300</u>	<u>298,000</u>	<u>320,300</u>	<u>357,200</u>	<u>401,900</u>
	11	225,800	255,400	<u>284,800</u>	<u>298,600</u>	<u>321,300</u>	<u>358,900</u>	<u>404,100</u>
	12	227,700	256,300	<u>285,300</u>	<u>299,100</u>	<u>322,300</u>	<u>360,600</u>	<u>406,300</u>
	13	229,600	257,100	<u>285,800</u>	<u>299,600</u>	<u>323,300</u>	<u>362,000</u>	<u>408,200</u>
	14	231,600	257,800	<u>286,300</u>	<u>300,200</u>	<u>324,500</u>	<u>363,700</u>	<u>410,200</u>

の 職 員	15	233, 600	258, 500	<u>286, 800</u>	<u>300, 800</u>	<u>325, 700</u>	<u>365, 400</u>	<u>412, 300</u>
	16	235, 600	259, 400	<u>287, 300</u>	<u>301, 300</u>	<u>326, 900</u>	<u>367, 100</u>	<u>414, 300</u>
	17	237, 600	260, 500	<u>287, 800</u>	<u>301, 800</u>	<u>328, 000</u>	<u>368, 900</u>	<u>416, 300</u>
	18	239, 600	261, 600	<u>288, 300</u>	<u>302, 500</u>	<u>329, 200</u>	<u>370, 900</u>	<u>418, 500</u>
	19	241, 700	262, 700	<u>288, 800</u>	<u>303, 200</u>	<u>330, 300</u>	<u>372, 900</u>	<u>420, 700</u>
	20	243, 700	263, 800	<u>289, 300</u>	<u>303, 900</u>	<u>331, 400</u>	<u>374, 900</u>	<u>422, 800</u>
	21	245, 600	264, 900	<u>289, 800</u>	<u>304, 600</u>	<u>332, 500</u>	<u>376, 600</u>	<u>424, 700</u>
	22	246, 800	266, 000	<u>290, 300</u>	<u>305, 500</u>	<u>333, 700</u>	<u>378, 700</u>	<u>426, 600</u>
	23	248, 000	267, 100	<u>290, 800</u>	<u>306, 400</u>	<u>334, 800</u>	<u>380, 800</u>	<u>428, 400</u>
	24	249, 100	268, 200	<u>291, 300</u>	<u>307, 300</u>	<u>335, 900</u>	<u>382, 800</u>	<u>430, 300</u>
	25	250, 200	269, 200	<u>291, 800</u>	<u>308, 100</u>	<u>337, 000</u>	<u>384, 700</u>	<u>432, 000</u>
	26	251, 100	270, 300	<u>292, 300</u>	<u>309, 000</u>	<u>338, 200</u>	<u>386, 300</u>	<u>433, 600</u>
	27	252, 000	271, 400	<u>292, 800</u>	<u>309, 900</u>	<u>339, 300</u>	<u>388, 100</u>	<u>435, 300</u>
	28	252, 900	272, 400	<u>293, 300</u>	<u>310, 800</u>	<u>340, 400</u>	<u>389, 900</u>	<u>436, 900</u>
	29	253, 700	273, 400	<u>293, 800</u>	<u>311, 600</u>	<u>341, 500</u>	<u>391, 600</u>	<u>438, 200</u>
	30	254, 500	274, 100	<u>294, 400</u>	<u>312, 500</u>	<u>342, 700</u>	<u>393, 300</u>	<u>439, 500</u>
	31	255, 200	274, 800	<u>295, 200</u>	<u>313, 400</u>	<u>343, 800</u>	<u>395, 200</u>	<u>441, 100</u>
	32	255, 900	275, 500	<u>296, 000</u>	<u>314, 300</u>	<u>344, 900</u>	<u>396, 900</u>	<u>442, 600</u>
	33	256, 700	276, 200	<u>296, 700</u>	<u>315, 100</u>	<u>346, 000</u>	<u>398, 600</u>	<u>444, 300</u>
	34	257, 500	276, 800	<u>297, 500</u>	<u>316, 200</u>	<u>347, 300</u>	<u>400, 300</u>	<u>445, 900</u>
	35	258, 300	277, 300	<u>298, 300</u>	<u>317, 300</u>	<u>348, 600</u>	<u>402, 100</u>	<u>447, 300</u>

36	259, 000	277, 800	<u>299, 100</u>	<u>318, 400</u>	<u>349, 900</u>	<u>403, 800</u>	<u>448, 700</u>
37	259, 700	278, 300	<u>299, 800</u>	<u>319, 500</u>	<u>351, 100</u>	<u>405, 400</u>	<u>449, 800</u>
38	260, 600	278, 900	<u>300, 600</u>	<u>320, 600</u>	<u>352, 600</u>	<u>407, 100</u>	<u>451, 100</u>
39	261, 500	279, 400	<u>301, 400</u>	<u>321, 700</u>	<u>354, 100</u>	<u>408, 900</u>	<u>452, 400</u>
40	262, 300	279, 900	<u>302, 100</u>	<u>322, 800</u>	<u>355, 600</u>	<u>410, 700</u>	<u>453, 800</u>
41	263, 100	280, 300	<u>302, 900</u>	<u>323, 900</u>	<u>356, 800</u>	<u>412, 200</u>	<u>454, 800</u>
42	264, 000	280, 800	<u>303, 700</u>	<u>325, 100</u>	<u>358, 300</u>	<u>413, 700</u>	<u>455, 500</u>
43	264, 800	281, 300	<u>304, 500</u>	<u>326, 200</u>	<u>359, 700</u>	<u>415, 200</u>	<u>456, 300</u>
44	265, 600	281, 800	<u>305, 300</u>	<u>327, 300</u>	<u>361, 100</u>	<u>416, 500</u>	<u>456, 900</u>
45	266, 400	282, 300	<u>306, 000</u>	<u>328, 100</u>	<u>362, 500</u>	<u>417, 600</u>	<u>457, 800</u>
46	267, 100	282, 800	<u>307, 000</u>	<u>329, 200</u>	<u>363, 500</u>	<u>418, 700</u>	<u>458, 500</u>
47	267, 800	283, 300	<u>308, 000</u>	<u>330, 300</u>	<u>364, 900</u>	<u>419, 800</u>	<u>459, 300</u>
48	268, 400	283, 800	<u>308, 900</u>	<u>331, 300</u>	<u>366, 200</u>	<u>421, 000</u>	<u>460, 100</u>
49	269, 000	284, 300	<u>309, 800</u>	<u>332, 300</u>	<u>367, 500</u>	<u>422, 300</u>	<u>460, 800</u>
50	269, 500	284, 800	<u>310, 800</u>	<u>333, 300</u>	<u>368, 900</u>	<u>423, 400</u>	<u>461, 500</u>
51	270, 000	285, 300	<u>311, 800</u>	<u>334, 300</u>	<u>370, 200</u>	<u>424, 600</u>	<u>462, 200</u>
52	270, 400	285, 800	<u>312, 700</u>	<u>335, 300</u>	<u>371, 500</u>	<u>425, 700</u>	<u>463, 000</u>
53	270, 800	286, 300	<u>313, 600</u>	<u>336, 500</u>	<u>373, 000</u>	<u>426, 900</u>	<u>463, 800</u>
54	271, 300	286, 800	<u>314, 600</u>	<u>337, 800</u>	<u>374, 200</u>	<u>427, 900</u>	<u>464, 600</u>
55	271, 800	287, 300	<u>315, 600</u>	<u>339, 000</u>	<u>375, 300</u>	<u>429, 000</u>	<u>465, 300</u>
56	272, 200	287, 800	<u>316, 600</u>	<u>340, 200</u>	<u>376, 500</u>	<u>430, 100</u>	<u>466, 000</u>

57	272, 600	288, 300	<u>317, 400</u>	<u>341, 100</u>	<u>377, 600</u>	<u>431, 100</u>	<u>466, 800</u>
58	273, 000	289, 100	<u>318, 400</u>	<u>342, 300</u>	<u>378, 500</u>	<u>431, 600</u>	
59	273, 400	289, 900	<u>319, 400</u>	<u>343, 400</u>	<u>379, 500</u>	<u>432, 200</u>	
60	273, 800	290, 600	<u>320, 300</u>	<u>344, 700</u>	<u>380, 400</u>	<u>432, 600</u>	
61	274, 200	291, 300	<u>321, 200</u>	<u>345, 700</u>	<u>381, 000</u>	<u>433, 200</u>	
62	274, 600	292, 200	<u>322, 200</u>	<u>346, 600</u>	<u>381, 800</u>	<u>433, 700</u>	
63	275, 000	293, 100	<u>323, 200</u>	<u>347, 700</u>	<u>382, 600</u>	<u>434, 100</u>	
64	275, 400	293, 900	<u>324, 100</u>	<u>348, 900</u>	<u>383, 400</u>	<u>434, 600</u>	
65	275, 800	294, 700	<u>325, 000</u>	<u>350, 000</u>	<u>384, 100</u>	<u>435, 100</u>	
66	276, 200	295, 600	<u>326, 200</u>	<u>351, 200</u>	<u>384, 800</u>	<u>435, 500</u>	
67	276, 600	296, 400	<u>327, 400</u>	<u>352, 400</u>	<u>385, 500</u>	<u>435, 800</u>	
68	277, 000	297, 200	<u>328, 600</u>	<u>353, 400</u>	<u>386, 100</u>	<u>436, 100</u>	
69	277, 400	298, 000	<u>329, 300</u>	<u>354, 400</u>	<u>386, 700</u>	<u>436, 500</u>	
70	277, 900	298, 900	<u>330, 400</u>	<u>355, 400</u>	<u>387, 300</u>	<u>436, 900</u>	
71	278, 400	299, 800	<u>331, 500</u>	<u>356, 500</u>	<u>388, 000</u>	<u>437, 200</u>	
72	278, 800	300, 700	<u>332, 400</u>	<u>357, 600</u>	<u>388, 600</u>	<u>437, 500</u>	
73	279, 200	301, 600	<u>333, 500</u>	<u>358, 400</u>	<u>389, 300</u>	<u>437, 900</u>	
74	279, 800	302, 500	<u>334, 200</u>	<u>359, 500</u>	<u>389, 800</u>	<u>438, 300</u>	
75	280, 400	303, 400	<u>335, 300</u>	<u>360, 600</u>	<u>390, 400</u>	<u>438, 600</u>	
76	280, 900	304, 300	<u>336, 400</u>	<u>361, 600</u>	<u>390, 900</u>	<u>438, 900</u>	
77	281, 400	305, 100	<u>337, 500</u>	<u>362, 300</u>	<u>391, 300</u>	<u>439, 300</u>	

78	282, 000	306, 100	<u>338, 700</u>	<u>363, 100</u>	<u>391, 900</u>		
79	282, 600	307, 100	<u>339, 800</u>	<u>363, 900</u>	<u>392, 400</u>		
80	283, 100	308, 000	<u>340, 900</u>	<u>364, 600</u>	<u>392, 700</u>		
81	283, 600	308, 500	<u>342, 000</u>	<u>365, 200</u>	<u>393, 000</u>		
82	284, 100	309, 400	<u>343, 100</u>	<u>365, 700</u>	<u>393, 500</u>		
83	284, 600	310, 300	<u>344, 100</u>	<u>366, 200</u>	<u>393, 900</u>		
84	285, 100	311, 100	<u>345, 200</u>	<u>366, 700</u>	<u>394, 200</u>		
85	285, 600	311, 900	<u>346, 100</u>	<u>367, 300</u>	<u>394, 500</u>		
86	286, 100	312, 900	<u>347, 100</u>	<u>367, 800</u>	<u>395, 000</u>		
87	286, 600	313, 900	<u>348, 000</u>	<u>368, 300</u>	<u>395, 500</u>		
88	287, 100	314, 900	<u>349, 000</u>	<u>368, 800</u>	<u>395, 900</u>		
89	287, 600	315, 800	<u>349, 900</u>	<u>369, 200</u>	<u>396, 200</u>		
90	288, 100	316, 900	<u>350, 700</u>	<u>369, 600</u>	<u>396, 600</u>		
91	288, 600	317, 900	<u>351, 500</u>	<u>370, 200</u>	<u>397, 100</u>		
92	289, 100	318, 900	<u>352, 300</u>	<u>370, 700</u>	<u>397, 500</u>		
93	289, 600	319, 700	<u>352, 900</u>	<u>371, 000</u>	<u>397, 900</u>		
94	290, 200	320, 400	<u>353, 500</u>	<u>371, 500</u>	<u>398, 300</u>		
95	290, 800	321, 100	<u>354, 100</u>	<u>371, 900</u>	<u>398, 800</u>		
96	291, 400	321, 700	<u>354, 700</u>	<u>372, 200</u>	<u>399, 200</u>		
97	292, 000	322, 200	<u>355, 100</u>	<u>372, 800</u>	<u>399, 600</u>		
98	292, 500	322, 500	<u>355, 500</u>	<u>373, 300</u>	<u>400, 000</u>		

99	293, 000	323, 100	<u>356, 000</u>	<u>373, 800</u>	<u>400, 500</u>		
100	293, 500	323, 700	<u>356, 400</u>	<u>374, 300</u>	<u>400, 900</u>		
101	294, 000	324, 100	<u>356, 900</u>	<u>374, 900</u>	<u>401, 300</u>		
102	294, 500	324, 700	<u>357, 300</u>	<u>375, 400</u>			
103	295, 000	325, 300	<u>357, 800</u>	<u>375, 900</u>			
104	295, 400	325, 800	<u>358, 200</u>	<u>376, 300</u>			
105	295, 800	326, 200	<u>358, 500</u>	<u>376, 900</u>			
106	296, 300	326, 700	<u>359, 000</u>	<u>377, 400</u>			
107	296, 800	327, 200	<u>359, 400</u>	<u>377, 900</u>			
108	297, 100	327, 700	<u>359, 700</u>	<u>378, 400</u>			
109	297, 300	328, 100	<u>360, 100</u>	<u>379, 000</u>			
110	297, 600	328, 500	<u>360, 600</u>	<u>379, 400</u>			
111	297, 800	328, 800	<u>361, 100</u>	<u>379, 900</u>			
112	298, 100	329, 100	<u>361, 600</u>	<u>380, 400</u>			
113	298, 400	329, 400	<u>362, 100</u>	<u>381, 000</u>			
114	298, 600	329, 800	<u>362, 600</u>	<u>381, 400</u>			
115	298, 900	330, 100	<u>363, 100</u>	<u>381, 900</u>			
116	299, 100	330, 400	<u>363, 500</u>	<u>382, 400</u>			
117	299, 400	330, 600	<u>363, 900</u>	<u>383, 000</u>			
118	299, 700	330, 900	<u>364, 300</u>	<u>383, 400</u>			
119	300, 000	331, 200	<u>364, 800</u>	<u>383, 900</u>			

120	300, 300	331, 400	<u>365, 300</u>	<u>384, 400</u>				
121	300, 600	331, 600	<u>365, 700</u>	<u>385, 000</u>				
122	301, 000	331, 900	<u>366, 200</u>					
123	301, 300	332, 200	<u>366, 700</u>					
124	301, 600	332, 500	<u>367, 200</u>					
125	301, 800	332, 700	<u>367, 500</u>					
126	302, 000	333, 000						
127	302, 300	333, 400						
128	302, 700	333, 600						
129	302, 900	333, 800						
130	303, 200	334, 000						
131	303, 600	334, 400						
132	304, 000	334, 600						
133	304, 200	334, 900						
134	304, 500	335, 300						
135	304, 800	335, 700						
136	305, 100	336, 100						
137	305, 300	336, 400						
138	305, 600	336, 800						
139	305, 900	337, 200						
140	306, 200	337, 600						

141	306, 400	337, 900					
142	306, 800	338, 300					
143	307, 200	338, 600					
144	307, 500	339, 000					
145	307, 700	339, 300					
146	307, 900	339, 700					
147	308, 200	340, 100					
148	308, 600	340, 500					
149	308, 800	340, 800					
150	309, 000	341, 200					
151	309, 300	341, 600					
152	309, 600	342, 000					
153	310, 000	342, 300					
154	310, 200						
155	310, 400						
156	310, 700						
157	311, 000						
158	311, 300						
159	311, 600						
160	311, 900						
161	312, 300						

	162	312, 600						
	163	312, 900						
	164	313, 200						
	165	313, 600						
	166	313, 900						
	167	314, 200						
	168	314, 500						
	169	314, 900						
定年前再任 用短時間勤 務職員	基準給 料月額		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
	円 239, 700		円 260, 200	円 267, 500	円 277, 900	円 294, 300	円 331, 900	円 376, 600

【別記 5】

改正後（案）

職員の区分	職務の級	職務の名称
(略)		
定年前再任用短 時間勤務職員	(略)	
	4 級	係長、専門主査、専門技査又は専門主任の職務
	5 級	<u>1 困難な業務を所掌する出先機関の長の職務</u> <u>2 課長補佐、主幹又は技幹の職務</u>

現行

職員の区分	職務の級	職務の名称
(略)		
定年前再任用短 時間勤務職員	(略)	
	4 級	係長、専門主査、専門技査又は専門主任の職務

第2条関係 職員の分限に関する条例等の一部を改正する等の条例新旧対照表（最終 令和4年12月26日飯田市条例第27号）

改正後（案）	現行
附 則 （飯田市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置） 第3条 （略） 2～6 （略） 7 飯田市職員の給与に関する条例第6条、第7条、<u>第2章の2及び第3章</u>の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 8 （略）	附 則 （飯田市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置） 第3条 （略） 2～6 （略） 7 飯田市職員の給与に関する条例第6条、第7条<u>及び第2章の2から第3章の2までの</u>規定は、暫定再任用職員には適用しない。 8 （略）

第3条関係 一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表（最終 令和6年12月27日飯田市条例第45号）

改正後（案）	現行
（給与に関する特例） 第4条 （略） 2・3 （略） <u>4</u> 第2項の規定による号俸の決定及び前項の規定による給料月額 の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。 （給与条例の適用除外等） 第5条 飯田市職員の給与に関する条例（昭和32年飯田市条例第38 号。以下次項において「給与条例」という。）第5条から第7条の 2まで、第8条、第11条、第3章、第3章の2及び第6章の2の規 定は、特定任期付職員には、適用しない。 2 特定任期付職員に対する給与条例第3条第1項、第23条の2第1 項、第23条の5、第25条第1項、<u>同条第4項及び第27条第2項第1 号</u>の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「この条例」 とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条 例（平成16年飯田市条例第5号。第23条の2第1項及び第25条第4 項において「任期付職員条例」という。）第4条の規定」と、給与 条例第23条の2第1項中「職員が」とあるのは「職員及び任期付職	（給与に関する特例） 第4条 （略） 2・3 （略） <u>4</u> 市長は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認め られる職員には、規則の定めるところにより、その給料月額に相当 する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。 <u>5</u> 第2項の規定による号俸の決定、第3項の規定による給料月額の 決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算 の範囲内で行わなければならない。 （給与条例の適用除外等） 第5条 飯田市職員の給与に関する条例（昭和32年飯田市条例第38 号。以下次項において「給与条例」という。）第5条から第7条の 2まで、第8条、第11条、第3章、第3章の2、<u>第6章の2及び第 8章の規定は</u>、特定任期付職員には、適用しない。 2 特定任期付職員に対する給与条例第3条第1項、第23条の2第1 項、第23条の5、第25条第1項<u>及び同条第4項</u>の規定の適用につい ては、給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例 及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年飯田市条 例第5号。第23条の2第1項及び第25条第4項において「任期付職 員条例」という。）第4条の規定」と、給与条例第23条の2第1項 中「職員が」とあるのは「職員及び任期付職員条例第4条第1項に

改正後（案）	現行
員条例第4条第1項に規定する特定任期付職員（第23条の5において「特定任期付職員」という。）である職員が」と、「当該」とあるのは「これらの」と、給与条例第23条の5中「職員」とあるのは「職員及び特定任期付職員」と、給与条例第25条第1項中「100分の125」とあるのは「<u>100分の95</u>」と、同条第4項中「もの」とあるのは「もの及び任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第27条第2項第1号中「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の87.5</u>」とする。	規定する特定任期付職員（第23条の5において「特定任期付職員」という。）である職員が」と、「当該」とあるのは「これらの」と、給与条例第23条の5中「職員」とあるのは「職員及び特定任期付職員」と、給与条例第25条第1項中「100分の125」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」と、同条第4項中「もの」とあるのは「もの及び任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員」とする。

第4条関係 飯田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表（最終 令和6年12月27日飯田市条例第45号）

改正後（案）	現行
（会計年度任用職員の給与） 第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては給料、初任給調整手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいい、同項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいう。 2・3 （略） （フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当） 第10条 給与条例第20条第1項及び第3項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「第34条」とあるのは「飯田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（<u>令和元年飯田市条例第30号</u>）第16条」と、同条第1項中「正規の勤務時間外の時間に勤務することを命ぜられた職員」とあるのは「あらかじめ定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命じられたフルタイム会計年度任用職員」と、同条第3項中「第1項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第1項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、市長が規則で定める。 （フルタイム会計年度任用職員の期末手当） 第15条 （略）	（会計年度任用職員の給与） 第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては給料、初任給調整手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当<u>及び期末手当</u>をいい、同項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては報酬<u>及び期末手当</u>をいう。 2・3 （略） （フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当） 第10条 給与条例第20条第1項及び第3項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「第34条」とあるのは「飯田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第16条」と、同条第1項中「正規の勤務時間外の時間に勤務することを命ぜられた職員」とあるのは「あらかじめ定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命じられたフルタイム会計年度任用職員」と、同条第3項中「第1項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第1項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、市長が規則で定める。 （フルタイム会計年度任用職員の期末手当） 第15条 （略）

改正後（案）	現行
2 給与条例第25条第1項、第25条の2及び第25条の3の規定は、前項に規定するフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第25条第1項中「乗じて得た額」とあるのは「超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額」と、「基準日以前6箇月以内」とあるのは「基準日（<u>飯田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第15条第1項に規定する基準日をいう。以下この条、次条及び第25条の3において同じ。</u>）前6か月以内」と、給与条例第25条の2中「第24条」とあるのは「飯田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第15条第1項」と、同条第1号中「支給日」とあるのは「支給日（<u>飯田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第15条第1項に規定する支給日をいう。以下この条及び次条において同じ。</u>）」と読み替えるものとする。 3 （略） 4 任期が6か月に満たないフルタイム会計年度任用職員が同一の会計年度又は前会計年度において別に飯田市の会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が短い者として市長が規則で定めるものを除く。）として任用されていた期間（以下「前任期」という。）を有するときは、現在の任期と前任期とが連続し、かつ、これらの期間の合計が6か月以上に至る場合に限り、当該者を第1項に規定するフルタイム会計年度任用職員とみなす。 <u>（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）</u>	2 給与条例第25条第1項、第25条の2及び第25条の3の規定は、前項に規定するフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第25条第1項中「乗じて得た額」とあるのは「超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額」と、「基準日以前6箇月以内」とあるのは「基準日前6か月以内」と、給与条例第25条の2中「第24条」とあるのは「飯田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第15条第1項」と読み替えるものとする。 3 （略） 4 任期が6か月に満たないフルタイム会計年度任用職員が同一の会計年度又は前会計年度において別に飯田市の会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が短い者として市長が規則で定めるものを除く。）として任用されていた期間（<u>以下この項及び第26条第4項において「前任期」という。</u>）を有するときは、現在の任期と前任期とが連続し、かつ、これらの期間の合計が6か月以上に至る場合に限り、当該者を第1項に規定するフルタイム会計年度任用職員とみなす。

改正後（案）	現行
<u>第15条の2 6月1日及び12月1日（以下この条及び第26条の2においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職し、かつ、任期が6か月以上であるフルタイム会計年度任用職員に対し、基準日前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の市長が定める日（以下この条及び第26条の2においてこれらの日を「支給日」という。）に勤勉手当を支給する。</u> <u>2 給与条例第27条第2項第1号の規定は、前項に規定するフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同号中「乗じて得た額」とあるのは「超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額」と読み替えるものとする。</u> <u>3 前項の規定により読み替えて準用する給与条例第27条第2項第1号の勤勉手当基礎額は、第1項に規定するフルタイム会計年度任用職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給料の月額に相当する額として市長が規則で定める基準に従い任命権者が定める額とする。</u> <u>4 給与条例第25条の2及び第25条の3並びに前条第4項の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、給与条例第25条の2中「第24条」とあるのは「飯田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第15条の2第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（飯田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第15条の2第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）か</u>	

改正後（案）	現行
ら」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する支給日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と、前条第4項中「第1項」とあるのは「次条第1項」と読み替えるものとする。 （パートタイム会計年度任用職員の期末手当） 第26条 （略） 2 給与条例第25条第1項、第25条の2及び第25条の3の規定は、特定パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第25条第1項中「乗じて得た額」とあるのは「超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額」と、「基準日以前6箇月以内」とあるのは「基準日（<u>飯田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第15条第1項に規定する基準日をいう。以下この条、次条及び第25条の3において同じ。）</u>前6か月以内」と、給与条例第25条の2中「第24条」とあるのは「<u>飯田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第26条第1項</u>」と、<u>同条第1号中「支給日」とあるのは「支給日（飯田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第15条第1項に規定する支給日をいう。以下この条及び次条において同じ。）</u>」と読み替えるものとする。 3 前項の規定により読み替えて準用する給与条例第25条第1項の期末手当基礎額は、特定パートタイム会計年度任用職員がそれぞれその基準日前6か月以内において受けるべき報酬（第18条に規定する報酬をいう。<u>次条第3項において同じ。</u>）の月額に相当する額として市長が規則で定める基準に従い任命権者が定める額とする。	（パートタイム会計年度任用職員の期末手当） 第26条 （略） 2 給与条例第25条第1項、第25条の2及び第25条の3の規定は、特定パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第25条第1項中「乗じて得た額」とあるのは「超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額」と、「基準日以前6箇月以内」とあるのは「基準日前6か月以内」と、給与条例第25条の2中「第24条」とあるのは「<u>飯田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第26条第1項</u>」と読み替えるものとする。 3 前項の規定により読み替えて準用する給与条例第25条第1項の期末手当基礎額は、特定パートタイム会計年度任用職員がそれぞれその基準日前6か月以内において受けるべき報酬（第18条に規定する報酬をいう。）の月額に相当する額として市長が規則で定める基準に従い任命権者が定める額とする。

改正後（案）	現行
4 （略） <u>（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）</u> <u>第26条の2 特定パートタイム会計年度任用職員に対し、基準日前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、支給日に勤勉手当を支給する。</u> <u>2 給与条例第27条第2項第1号の規定は、特定パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同号中「乗じて得た額」とあるのは「超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額」と読み替えるものとする。</u> <u>3 前項の規定により読み替えて準用する給与条例第27条第2項第1号の勤勉手当基礎額は、特定パートタイム会計年度任用職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき報酬の月額に相当する額として市長が規則で定める基準に従い任命権者が定める額とする。</u> <u>4 給与条例第25条の2及び第25条の3並びに前条第4項の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、給与条例第25条の2中「第24条」とあるのは「飯田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第26条の2第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（飯田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第15条の2に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同条に規定する支給日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。</u>	4 （略）

飯田市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例新旧対照表（最終 令和4年12月26日飯田市条例第27号）

改正後（案）	現行
（育児又は介護を行う職員の時間外勤務の制限） 第5条の4 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、市長が規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第5条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。 2 （略） 3 前2項の規定は、第12条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、<u>前2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、市長が規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第12条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、市長が規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</u> （時間外勤務代休時間） 第5条の5 任命権者は、飯田市職員の給与に関する条例（昭和32年飯田市条例第38号）第20条第3項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、市長が規則で定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以	（育児又は介護を行う職員の時間外勤務の制限） 第5条の4 任命権者は、<u>3歳に満たない子</u>のある職員が、市長が規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第5条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。 2 （略） 3 前2項の規定は、第12条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において<u>第1項中「3歳に満たない子のある職員が、市長が規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、市長が規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第12条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、市長が規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</u> （時間外勤務代休時間） 第5条の5 任命権者は、飯田市職員の給与に関する条例（昭和32年飯田市条例第38号）第20条第3項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、市長が規則で定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以

改正後（案）	現行
下「時間外勤務代休時間」という。）として、市長が規則で定める期間内にある第2条第5項から第7項までの規定により勤務時間が割り振られた日（<u>次条第1項</u>に規定する休日及び第7条第1項に規定する代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。 2 （略） （介護休暇） 第12条 介護休暇は、職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他市長が規則で定める者（<u>第12条の3第1項において「配偶者等」という。</u>）で負傷、疾病又は老齢により市長が規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護をするため、任命権者が、市長が規則で定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2 （略） <u>（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）</u> <u>第12条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事</u>	下「時間外勤務代休時間」という。）として、市長が規則で定める期間内にある第2条第5項から第7項までの規定により勤務時間が割り振られた日（<u>第6条第1項</u>に規定する休日及び第7条第1項に規定する代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。 2 （略） （介護休暇） 第12条 介護休暇は、職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他市長が規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により市長が規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護をするため、任命権者が、市長が規則で定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2 （略）

改正後（案）	現行
<u>と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u> <u>2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。</u> <u>（勤務環境の整備に関する措置）</u> <u>第12条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</u> <u>(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</u> <u>(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</u>	

資金積立基金条例新旧対照表（最終 令和 4 年 3 月 28 日飯田市条例第 3 号）

改正後（案）	現行
別表（第 2 条関係） 【別記 参照】	別表（第 2 条関係） 【別記 参照】

【別記】

改正後（案）

名称		目的	使 途
(略)			
17	教育支援基金	教育に関する経済的支援の充実を図る。	教育に関する経済的支援に要する費用の財源に充てる。
<u>18</u>	<u>脱炭素推進基金</u>	<u>地域の脱炭素化の推進を図る。</u>	<u>地域ぐるみで脱炭素化の推進を図るための費用の財源に充てる。</u>

現行

名称		目的	使 途
(略)			
17	教育支援基金	教育に関する経済的支援の充実を図る。	教育に関する経済的支援に要する費用の財源に充てる。

飯田市手数料条例新旧対照表（最終 令和6年3月29日飯田市条例第4号）

改正後（案）	現行
別表第2（第2条関係） 【別記1 参照】 （備考） 1～5 （略） 6 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請において、当該計画に同条第3項の他の建築物に係る同項各号に掲げる事項を記載するときは、同項の申請建築物及び当該他の建築物の区分に応じ、それぞれに定める手数料の額を合算した額を手数料の額とする。 7 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請において、同法第29条第3項の他の建築物に係る同項各号に掲げる事項を変更し、又は追加するときは、変更し、又は追加する建築物の区分に応じ、それぞれに定める同法第31条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査の手数料の額又は同法第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の手数料の額を合算した額を手数料の額とする。 8 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項若しくは第12条第2項の規定による建築物エネルギー	別表第2（第2条関係） 【別記1 参照】 （備考） 1～5 （略） 6 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請において、当該計画に同条第3項の他の建築物に係る同項各号に掲げる事項を記載するときは、同項の申請建築物及び当該他の建築物の区分に応じ、それぞれに定める手数料の額を合算した額を手数料の額とする。 7 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請において、同法第34条第3項の他の建築物に係る同項各号に掲げる事項を変更し、又は追加するときは、変更し、又は追加する建築物の区分に応じ、それぞれに定める同法第36条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査の手数料の額又は同法第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の手数料の額を合算した額を手数料の額とする。 8 共同住宅等に係る建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費

改正後（案）	現行
<u>消費性能適合性判定、同法第11条第2項若しくは第12条第3項の規定による変更の建築物エネルギー消費性能適合性判定、同法第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査又は同法第31条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査において、一の申請が住宅以外の部分を含むものに係るものであるときは、当該規定に定める額に、当該非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれの区分に規定する当該非住宅に定める額を加えた額とする。</u> 9 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査又は同法第31条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査において、同法第30条第2項（同法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出があったときは、当該規定に定める額に、別表第3の1の項に定める区分に応じ、それぞれ別表第3の1の項に定める額を加えた額とする。</u> 10・11 （略） 別表第3（第2条関係） 【別記2 参照】 （備考） 1 この表中1の項に規定する床面積の合計は、次に掲げるところにより算定する。	<u>性能向上計画の認定の申請に対する審査、同法第36条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査又は同法第41条第1項の規定による建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査において、基準省令第4条第3項第2号に掲げる数値を用いるときは、共用部分の床面積は、手数料の区分の基準となる床面積に算入しないものとする。</u> 9 <u>共同住宅等に係る建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第1項の規定による建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査において、基準省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)に掲げる基準への適合を確認する方法による場合で、共用部分の評価を行わないときは、共用部分の床面積は、手数料の区分の基準となる床面積に算入しないものとする。</u> 10・11 （略） 別表第3（第2条関係） 【別記2 参照】 （備考） 1 この表中1の項に規定する床面積の合計は、次に掲げるところにより算定する。

改正後（案）	現行
(1) 建築物を建築する場合（(2)に掲げる場合及び移転する場合を除く。）においては、当該建築に係る部分の床面積とする。 (2) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）においては、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）とする。 (3) 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合（(4)に掲げる場合を除く。）においては、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1とする。 (4) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合においては、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1とする。 <u>2 この表中1の項の省エネルギー仕様基準審査を行わない場合において、一の申請に係る計画に法第6条の4第1項各号に該当する建築物及びそれら以外の建築物に係る部分が含まれているときは、当該建築物の床面積の合計に応じて定める区分に従い、上記以外の区分に定める額とする。</u> <u>3 この表中2の項に規定する床面積の合計は、次に掲げるところにより算定する。</u> (1) 建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）においては、	(1) 建築物を建築する場合（(2)に掲げる場合及び移転する場合を除く。）においては、当該建築に係る部分の床面積とする。 (2) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）においては、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）とする。 (3) 建築物を移転する場合（(4)に掲げる場合を除く。）においては、当該移転に係る部分の床面積の2分の1とする。 (4) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転する場合においては、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1とする。 <u>2 この表中2の項に規定する床面積の合計は、次に掲げるところにより算定する。</u> (1) 建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）において

改正後（案）	現行
当該建築に係る部分の床面積とする。 (2) 建築物を移転した場合においては、当該移転に係る部分の床面積の2分の1とする。 <u>4 この表中2の項において、一の申請に係る計画に法第7条の5に該当する建築物及びそれ以外の建築物に係る部分が含まれているときは、当該建築物の床面積の合計に応じて定める区分に従い、上記以外の区分に定める額とする。</u>	は、当該建築に係る部分の床面積とする。 (2) 建築物を移転した場合においては、当該移転に係る部分の床面積の2分の1とする。

【別記1】

改正後（案）

区分					単位	金額
(略)						
都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	<u>当該計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準に適合すると市長が認めた場合</u>	一戸建ての住宅			<u>1 件</u>	5,000円
		共同住宅等	床面積の合計が300平方メートル未満のもの		<u>1 件</u>	10,000円
			床面積の合計が300平方メートル以上のもの		<u>1 件</u>	21,000円
		上記2区分以外の建築物（以下「非住宅」という。）	床面積の合計が300平方メートル未満のもの		<u>1 件</u>	10,000円
			床面積の合計が300平方メートル以上のもの		<u>1 件</u>	17,000円
	上記区分以外の場合	一戸建ての住宅	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	<u>1 件</u>	<u>35,000円</u>
			令第1号。以下	床面積の合計が200平方メートル以上のもの	<u>1 件</u>	<u>39,000円</u>